

アーカイブ

2020年度 教員養成関連主要公的文書（抄）

	種類	発信日	文書名
1.	介護等体験	令和2年4月3日	2教教人第2号「令和2年度における介護等体験の実施にあたっての留意事項について（通知）」
2.	介護等体験	令和2年4月20日	2教人選第61号「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う令和2年度介護等体験の対応について（通知）」
3.	介護等体験	令和2年8月11日	2文科教第401号「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」
4.	教育実習	令和2年4月3日	2教教人第1号「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について（通知）」
5.	教育実習	令和2年4月8日	2教人選第40号「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う令和2年度教育実習の対応について（通知）」
6.	教育実習	令和2年5月1日	2教教人第5号「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について（通知）」
7.	教育実習	令和2年8月11日	2文科教第403号「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」
8.	更新講習	令和2年3月31日	元教教人第50号「新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の実施における留意事項及び実施方法の特例等について（通知）」
9.	更新講習	令和2年4月28日	2教教人第9号「新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の実施方法の特例等の延長及び拡充について（通知）」
10.	更新講習	令和2年6月5日	2教教人第14号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について（通知）」
11.	更新講習	令和2年6月10日	事務連絡『「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について（通知）」の一部訂正について』
12.	その他	令和2年4月17日	事務連絡「令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関するQ&Aの送付について（4月17日時点）」
13.	その他	令和2年5月18日	事務連絡「令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関するQ&Aの送付について（5月18日時点）」

公文書受付	第 36 号
	2020年 4月 10日
	配布先 教職支援課

2 教教人第 2 号
令和 2 年 4 月 3 日

教職課程を置く

各国公私立大学長
各指定教員養成機関の長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

柳 澤 好 治



(印影印刷)

令和 2 年度における介護等体験の実施にあたっての留意事項について (通知)

教職課程を置く各国公私立大学、各指定教員養成機関(以下「大学・専門学校等」という。)におかれては、新型コロナウイルス感染症対策について、「令和 2 年度における大学等の授業の開始等について」(令和 2 年 3 月 24 日付元文科高第 1259 号高等教育局長通知)、「令和 2 年度における専門学校等の授業の開始等について」(令和 2 年 3 月 24 日付元文科教第 1014 号総合教育政策局長通知)等を踏まえ、必要な感染症対策を講じ、令和 2 年度の教育研究活動の開始に向けた準備を進めていただいていることと存じます。

大学・専門学校等における教員免許状の授与の所要資格を得させるための教職課程については、大学・専門学校等における教育活動の一環として実施されるものであることから、上記の通知等を踏まえて実施していただくことが重要です。また、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成 9 年法律第 90 号。以下「法」という。)に基づいて実施する介護等の体験(以下「介護等体験」という。)については、学生を受け入れる特別支援学校、社会福祉施設その他の施設(以下「受け入れ施設」という。)への影響を考慮し、その実施に当たって留意いただきたい事項を下記のとおりまとめました。各大学・専門学校等におかれては、これらの事項について十分にご留意の上、学生の受け入れを調整する教育委員会や社会福祉協議会、受け入れ施設等とも連携・協力の上、介護等体験の円滑な実施について、責任を持って必要な対応をお願いいたします。

記

1. 実施時期の調整

- (1) 令和 2 年度の介護等体験については、臨時休業明けは特に例年に比べて学校の業務負担が大きくなることも想定されるため、教育委員会や社会福祉協議会等と協議の上、必要に応じて実施時期を秋以降等とすることも検討していただきたいこと。受け入れ施

設の今年度の受け入れ人数が制限される場合には、卒業年次の学生など介護等体験を次年度に実施することができない事情のある学生を優先していただきたいこと。

- (2) 受け入れ施設等においては、通常期と同様の介護等体験を行うことが困難な場合もあると考えられる。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が3月9日に示した3つの条件（換気の悪い密室空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が重ならないようにすること等に留意し、実施内容や方法等について受け入れ施設と相談しつつ弾力的に検討していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、下記の文部科学省ホームページなどを通じて関係省庁や自治体等からの最新の情報も十分に踏まえて対応していただきたいこと。

○文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

2. 実施内容等について

上記1(2)の具体的な実施内容や方法等については、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について（通達）」（平成9年11月26日）の3(1)「介護等の体験の内容等」を踏まえ、以下(1)(2)を参考に検討していただきたいこと。

- (1) 法第2条第1項にいう「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（介護等の体験）」については、介護、介助のほか、掃除や洗濯といった、障害者、高齢者等と直接接するわけではないが、受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受け入れ施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定されることから、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、障害者や高齢者等と直接接しない体験を主として実施することも考えられること。
- (2) 1日当たりの介護等体験の時間としては、受け入れ施設の職員の通常の業務量、介護等体験の内容等を総合的に勘案しつつ、適切な時間を確保するものとされていることから、新型コロナウイルス感染症の状況や(1)の実施内容を踏まえ、1日当たり必要最低限の時間で実施することも考えられること。

3. 学生への事前指導

- (1) 介護等体験の実施の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすことなどを学生に徹底していただくこと。体験中は、これに加えて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着することなど一層の感染症対策を行うことを学生に徹底していただくこと。
- (2) 介護等体験に参加予定の学生の家族等に感染が確認されるなど学生が濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は介護等体験への参加を見送るよう指導していただくこと。
- (3) 「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和2年3月24

日)、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための取組の徹底について」(令和2年3月19日事務連絡)などの学校及び社会福祉施設等における感染症対策の取組について十分に理解させた上で介護等体験に参加させていただくこと。

- (4) 体験中は受け入れ施設における感染症対策に関する指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、受け入れ施設等と相談の上、障害者、高齢者等との接触は絶対に避け、自宅で休養することを学生に徹底させていただくこと。

4. 介護等体験中の留意事項

学生の感染が判明した場合や地域の感染拡大の状況等により、急遽、介護等体験を中止せざるを得ない場合などにおいては、大学・専門学校等、学生、教育委員会や社会福祉協議会、受け入れ施設等が速やかに連絡を取り合うことができるよう、大学・専門学校等は確実に連絡体制を構築させていただくこと。

5. 介護等体験後の留意事項

介護等体験の終了後に学生の感染が判明した場合、大学・専門学校等は、関係する教育委員会や社会福祉協議会、受け入れ施設等に速やかに連絡するとともに、「令和2年度における大学等の授業の開始について」(令和2年3月24日付元文科高1259号高等教育局長通知)、「令和2年度における専門学校等の授業の開始等について」(令和2年3月24日付元文科教第1014号総合教育政策局長通知)を踏まえ、適切な対応を行っていたきたいこと。

2 教人選第 6 1 号
令和 2 年 4 月 2 0 日

介護等体験実施届出大学等事務担当課長 殿

教育庁人事部選考課長
荒 木 進太郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う令和 2 年度介護等体験の
対応について (通知)

平素より、教育職員免許状授与事務に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、東京都教育委員会では、別添の文部科学省事務連絡を踏まえ、令和 2 年度の介護等体験については、下記のとおり対応することといたしました。

つきましては、本件に関し御確認いただくとともに、関係教職員への周知につき、よろしくお
願い申し上げます。

記

1 令和 2 年度実施予定の介護等体験について

介護等体験の実施に当たり、既に提出していただいている介護等体験依頼申請書につきまして、いったん取消とさせていただきます。

都内特別支援学校の学校再開時期が確定した時点で、再度受入希望人数について調査を行う
予定です。

2 その他

本通知における対応方針は現時点のものであり、状況の変化により変更される場合があります。

【担当】

東京都教育庁人事部選考課免許担当
電話：03-5320-6788
メール：mb-kaigo@section.metro.tokyo.jp

2 文科教第 401 号
令和 2 年 8 月 11 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 文 部 科 学 省 所 轄 学 校 法 人 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
独 立 行 政 法 人 国 立 特 別 支 援 教 育 総 合 研 究 所 理 事 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
文 部 科 学 省 が 所 管 す る 各 独 立 行 政 法 人 の 長
文 部 科 学 省 が 所 管 す る 各 国 立 研 究 開 発 法 人 の 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長
免 許 状 更 新 講 習 の 開 設 者 の 指 定 を 受 け た 各 法 人 の 長

殿

文部科学省総合教育政策局長

浅田 和伸

(公印省略)

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について (通知)

このたび、別添 1 のとおり、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和 2 年文部科学省令第 29 号) が令和 2 年 8 月 11 日に公布、施行され、併せて別添 2 及び 3 のとおり、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」(令和 2 年 8 月 11 日文部科学大臣決定。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。) 及び「令和 2

年度に限り小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第二条第十号の規定による同条第一号から第九号の二までに掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設を指定する件」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。以下「介護等体験施設に係る大臣決定」という。）を定めました。

これらの概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

また、小学校又は中学校の教諭の教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）並びに独立行政法人国立特別支援教育総合研究所におかれては、令和2年度に介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号。以下「特例法」という。）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な学生等のために、今般定める介護等体験の代替措置の実施に御協力くださるようお願いいたします。

教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第3備考第6号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）又は免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という。）の開設者におかれては、それぞれ下記2（2）の介護等体験免除者に係る大臣決定1（6）又は（7）に係る措置を実施するため、下記4の留意事項等（6）又は（7）の内容を踏まえ、介護等体験の代替措置の対象となる科目又は講習の指定申請について、御検討くださるようお願いいたします。

記

1 改正等の趣旨

令和2年度における介護等体験の実施については、「令和2年度における介護等体験の実施にあたっての留意事項について」（令和2年4月3日付け2教教育人第2号教育人材政策課長通知。以下「令和2年4月3日通知」という。）により、①実施時期を秋以降に変更すること、②卒業年次の学生を優先すること、③障害者や高齢者等と直接接しない体験を主として実施することも考えられることなどを示しているところであるが、依然として介護等体験の実施が困難な状況が生じていることから、令和2年度限りの特例的な措置として、介護等体験の代替措置を定め、当該措置を受けた者を介護等体験の免除者とするた

めに所要の改正等を行うものであること。

併せて、令和2年度において介護等体験を行う場合に、その実施機会を可能な限り確保する観点から、令和2年度に限り、介護等体験の対象施設を拡大すること。

2 改正等の要点

(1) 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）の一部改正

① 令和2年度に介護等体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、第3条第1項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とすること。（附則第2項関係）

② 上記に加え、その他所要の改正を行うこと。

(2) 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者(令和2年8月11日文部科学大臣決定)

① 上記(1)①で定める介護等体験を免除する者として、令和2年度において介護等体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）であって、次のアからキまでのいずれかに該当するものとしたこと。

ア 大学等において、令和2年度までに、当該大学等が認定を受けた特別支援学校の教諭の普通免許状に係る課程において開設される特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者

イ 令和2年度までに、医療関係職種等の各学校、養成所又は養成施設の指定を受けている大学等において開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した者

ウ 令和2年度までに、社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）第5条第1項の規定により実習演習科目の確認を受けた大学等における当該実習演習科目の単位を1単位以上修得した者

エ 在学する大学等において、令和２年度に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた者

オ 令和２年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目のうち１科目以上の履修の認定を受けた者

カ 免許法認定通信教育において、令和２年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した科目（以下「指定科目」という。）の単位を１単位以上修得した者

キ 令和２年度に開設されるインターネット型等の免許状更新講習であって、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定したもの（以下「特定講習」という。）の課程のうち１８時間以上の履修の認定を受けた者

② その他、

- ・上記①イに関して、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして大学等が認めた科目があるときは、大学等は当該科目をインターネット等により公表すること
- ・上記①カの指定科目及びキの特定講習の指定に関して、免許法認定通信教育及び免許状更新講習の開設者からの申請に基づき指定すること
- ・上記①アからキまでに係る措置を受けたことを証する証明書に関し必要な事項を定めたこと

など、上記①アからキまでに係る措置の実施に必要な事項を定めたこと。

(3) 令和二年度に限り小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第二条第十号の規定による同条第一号から第九号の二までに掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設を指定する件（令和２年８月１１日文部科学大臣決定）

令和２年度に限り、介護等体験を行う施設として、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（これらのうち特別支援学級を置くもの又は学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第１４０条の規定による特別の教育課程を編成するものに限る。）を追加すること。

3 施行期日等

(1) ２(1)については、公布の日（令和２年８月１１日）から施行することとしたこと。２(2)及び(3)については、それぞれ２(1)の施行の

- 日及び令和2年8月11日から施行することとしたこと。
- (2) 2(3)については、令和3年3月31日限り、その効力を失うこととしたこと。

4 留意事項等

(1) 全般的事項

①介護等体験代替措置対象者について

介護等体験免除者に係る大臣決定1に定める「介護等体験代替措置対象者」（令和2年度において介護等体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者）の該当性の判断に当たっては、次のとおりとする。

ア 令和2年度において介護等体験を行うことを予定していたことについて

本人が令和2年度に介護等体験を行う意思を有していたかどうかを基本とすること。介護等体験を行う意思を有していたかどうかを確認するために、介護等体験免除者に係る大臣決定5に定める証明書様式に、本人の署名等を記載することとしていること。

イ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であることについて

令和2年度中は、受入施設等の明示の意思表示等がなくとも、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響その他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であると判断して差し支えないこと。

②施行日前に修得済みの科目等について

介護等体験免除者に係る大臣決定1(1)から(3)まで及び(5)から(7)までに定める科目等を修得等した者には、過年度に開設された科目等を修得等した者など、本改正等の施行日前に当該科目等を修得等した者も含まれること。

(2) 「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等について

介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)及び(6)に定める「介護等に

関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目並びに（７）に定める特定講習の要件とされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」免許状更新講習について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。

- ① 特例法第1条（趣旨）に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。
- ② 介護等体験は、特例法第2条第1項に規定する対象施設（特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの（※））における「介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定される」（特例法制定時の施行通達（「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（平成9年11月26日付け文教第230号文部事務次官通達））3（1）①）ことを踏まえ、上記の関連性を判断すること。

※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、救護施設、更生施設、授産施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、障害者支援施設、地域活動支援センター等

- ③ 小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）において開設される科目の水準に相当する科目等は対象とならないこと（中学校及び高等学校の教科で共通に修得することとされている科目についても対象とならない。専修免許状の授与に係る大学院の課程及び専攻科の課程において修得するものとされている科目については対象となり得る。）。

（3）介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）及び2について

- ① 上記（2）に関し、介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）に定める医療関係職種等の各学校、養成所又は養成施設に指定されている大学等で開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものを大学等が認めるに当たっては、小学校又は中学校の教諭

の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）における科目と相当程度内容が重複するものは避けた上で、当該科目の目的、取り扱う内容等を踏まえて判断されることとなるが、大学等として対外的に責任を持って、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目であると説明できるものである必要があること。

- ② 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（2）に定める科目を修得した者には、本改正等の施行日前に当該科目を修得した者も含まれることから、各大学等においては、過年度開設分も含めて対象科目名を公表すること。

（4）介護等体験免除者に係る大臣決定 1（4）について

- ① 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（4）に定める措置を行おうとする大学等は、別紙 1 の「利用許諾条件書」に従い、文部科学省に「同意書兼利用態様届出書」を提出したうえで、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の印刷教材を利用して、当該措置を実施すること。
- ② 当該措置は、学生等に対し上記の印刷教材を配布等した上で、これにより学修するよう指導するとともに、その学修を経て、学生が有することとなった知識及びその学修成果を教職に就くに当たりどのように生かしていくのかを総合的に論述させ、大学の責任において確認する（レポートを提出させ、その成果を確認する）ことにより行うこと。
- ③ 上記レポートの確認に当たっては、1）上記の印刷教材の学修を経て自らが学んだことや考えたこと、2）その学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくか、の各項目について、学生自身の言葉で明確に述べられているかを確認するものとする。各項目の記載分量は、それぞれ概ね 600～800 字ずつ計 1,200～1,600 字程度以上を目安とすること。
- 上記の確認に当たっては、例えば、別紙 2 の「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書（作成例）」を参考にして様式を作成し、これを用いて確認すること。なお、上記の各項目を確認できるものであれば、各大学等において独自に用いる書類等により確認することとしても差し支えないこと。
- ④ 当該措置を担当する教職員については、必ずしも特別支援教育に関する科目を担当する教員である必要はないが、当該大学等の教職課程を担当する教職員であること。
- ⑤ 「在学」には、科目等履修生として大学等に「在籍」することも含まれること。

(5) 介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (5) について

- ① 介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (5) に定める「履修の認定」とは、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の全ての映像講義の視聴を完了し、各映像講義の終了後に実施する「理解度チェックテスト」に全て合格することを指し、単位認定試験の合格を要しないこと。
- ② 介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (5) に定める免許法認定通信教育については、受講定員、受講時期をはじめ、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において定める募集要項等に従い、実施するものであること。

(6) 介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (6) 及び 3 について

介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (6) に定める指定科目の指定を受けようとする免許法認定通信教育の開設者は、別紙 3 の「指定科目実施要領」に基づき、指定の申請を行うこと。

(7) 介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (7) 及び 4 について

介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (7) に定める特定講習の指定を受けようとする免許状更新講習の開設者は、別紙 4 の「特定講習実施要領」に基づき、指定の申請を行うこと。

(8) 介護等体験免除者に係る大臣決定 5 について

- ① 介護等体験免除者に係る大臣決定 5 に定める証明書には、介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (1) から (7) までに定める科目等の単位を修得する等の見込みであることを証明するものを含むこと。具体的には、例えば、卒業年次の後期において、介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (1) から (3) まで又は (6) に定める科目を履修している者であって、その者の学修状況等を勘案して当該科目の単位を修得することが見込まれると大学等が判断する者について、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与に関する大学一括申請手続において必要な場合に、大学等が当該単位を修得見込みである旨を明らかにすることを想定していること。
- ② 上記の単位修得等見込みの者が当該単位を修得する等に至らないことが明らかになった場合には、当該者に対して科目等の単位を修得する等の見込みであることの証明書を発行した者は速やかにその旨を学生本人及び上記の授与手続に係る授与権者である都道府県教育委員会に通知すること。
- ③ 本改正等の施行日前に介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (1) から (3)

まで及び（５）から（７）までに定める科目等を修得等した者から請求があったときも、当該者に該当する旨を証する証明書を発行するものとする
こと。

（９）介護等体験施設に係る大臣決定について

- ① 今回、令和２年度に限り介護等体験の対象施設に加える小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）のうち、学校教育法施行規則第 140 条の規定による特別の教育課程を編成するもの（以下「通級による指導を行う小学校等」という。）とは、基本的には、通級による指導を受ける児童生徒が在学する小学校等を指すこと。
- ② その際、通級による指導の実施形態としては、（１）児童生徒が在学する学校において指導を受ける「自校通級」、（２）他の学校に週に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける「他校通級」、（３）通級による指導の担当教員が該当する児童生徒がいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」が考えられるが、自校通級及び他校通級の児童生徒を受け入れる小学校等についても、対象施設として差し支えないこと。
- ③ 特別支援学級を置く又は通級による指導を行う小学校等で介護等体験を行う場合には、特別支援学級又は通級による指導に関する体験を含むこと。具体的には、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒との交流等の体験のほか、当該児童生徒と直接接しなくても、特別支援学級の学級経営や当該児童生徒の個別の支援に関する業務といった、当該学校の教職員に必要とされる業務の補助など、幅広い体験が想定されること。
- ④ 特別支援学級を置く又は通級による指導を行う小学校等において行われる上記のような体験を含む教育実習についても、介護等体験として、その期間に算入できること。

５ 令和２年度における介護等体験の取扱いについて

地域の状況等によっては、令和２年度において介護等体験を行うことができる場合もあり、この場合の留意事項については、既に令和２年４月３日通知（令和２年度における介護等体験の実施にあたっての留意事項について（通知））により示しているところであるが、大学等においては、学生に対し介護等体験に臨む場合には、自己の感染症対策を徹底するよう促すとともに、受入施設の取組についても十分理解させた上で参加させていただきたいこと。令和２年度に受入施設において介護等体験を実施する場合には、その実施機会を可能な限

り確保する観点から、体験の期間について、特例法制定時の施行通達3（1）③において「7日間の内訳については、社会福祉施設等5日間、特殊教育諸学校2日間とすることが望ましいこと」とされているところ、令和2年度においては、いずれか1つの施設において7日間の体験を行うなど、日数の内訳を柔軟に設定して差し支えないこと。

また、従来受入施設に直接出向いて行うとされてきた介護等体験の運用に関し、令和2年度に限り、以下の要件を満たして行う遠隔による体験についても、介護等体験として認めること。

（1）遠隔による介護等体験の要件

- ① 受入施設と学生等がテレビ会議システム等を利用して映像及び音声を伴う同時双方向型で行われること。
- ② 受入施設で介護等体験を行ったと評価できる実態があること（施設長からの証明書が発行できる体験実態があること）。

（2）遠隔による介護等体験を行うに当たっての留意事項

遠隔による介護等体験を行う場合は、以下の事項に配慮して行うことが望ましいこと。

- ① 介護等体験の実施に当たっては、令和2年4月3日通知において、その実施内容等の留意事項として、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、障害者や高齢者等と直接接しない体験を主として実施することも考えられることや、1日当たり必要最低限の時間で実施することも考えられることを示しているところであるが、障害者や高齢者等と直接接しない体験としては、例えば、テレビ会議システムを活用した障害者や高齢者等との交流など、学生等が受入施設に出向かない遠隔による体験も考えられることから、大学等においては、このような点も踏まえ、受入施設とも協議の上、実施内容を検討すること。
- ② 大学等において、対象となる学生等をまとめてテレビ会議システム等に参加させる環境を整えること。

添付資料：

別添1「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和2年文部科学省令第29号）

別添2「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条

第一項に規定する文部科学大臣が定める者」(令和2年8月11日文部科学大臣決定)

別添3「令和二年度に限り小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第二条第十号の規定による同条第一号から第九号の二までに掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設を指定する件」(令和2年8月11日文部科学大臣決定)

別紙1「利用許諾条件書」

別紙2「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書(作成例)」

別紙3「指定科目実施要領」

別紙4「特定講習実施要領」

参考資料「小中学校の教員免許状授与に必要な介護等体験の代替措置等について」

本件担当：

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室免許係

電話：03-5253-4111(内線：3969)

E-MAIL：kaigo@mext.go.jp

規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

○文部科学省令第二十九号

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第三項の規定に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（「」で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

改正後	<p>(介護等の体験に関する証明書)</p> <p>第四条 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第五条の二第一項の規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。</p> <p>2・3 「略」</p> <p>附則</p> <p>1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。</p> <p>2 令和二年度に介護等の体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、第三条第一項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とする。</p>
改正前	<p>(介護等の体験に関する証明書)</p> <p>第四条 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第五条の二第一項に規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。</p> <p>2・3 「同上」</p> <p>附則</p> <p>① この省令は、平成十年四月一日から施行する。 「項を加える。」</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別添 2

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者

令和二年八月十一日
文部科学大臣決定

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定に基づき、同項に規定する文部科学大臣が定める者を次のように定め、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和二年文部科学省令第二十九号）の施行の日から施行する。

1. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者について

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者は、令和二年度において介護等の体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等の体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等の体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）であって、次の（1）から（7）までのいずれかに該当するものとする。

- （1）課程認定大学等（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号。以下「免許法」という。）別表第一備考第五号イに規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する小学校又は中学校の教員養成機関、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）による改正前の免許法（以下「旧法」という。）による小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学又は旧法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている小学校又は中学校の教員養成機関をいう。以下同じ。）において、令和二年度までに、当該課程認定大学等が認定を受けた特別支援学校の教諭の普通免許状に係る課程において開設される特別支援教育に関する科目の単位を一単位以上修得した者

- (2) 令和二年度までに、別表の第一欄に掲げる指定を受けている課程認定大学等において開設される科目のうち、同表の第二欄に掲げる規定により定められている教育内容に関するものであって、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該課程認定大学等が認めるものの単位を一単位以上修得した者
- (3) 令和二年度までに、社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第三号）第五条第一項の規定により実習演習科目の確認を受けた課程認定大学等における当該実習演習科目の単位を一単位以上修得した者
- (4) 在学する課程認定大学等において、令和二年度に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法別表第三備考第六号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた者
- (5) 令和二年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目のうち一以上の科目の履修の認定を受けた者
- (6) 免許法認定通信教育において、令和二年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が3の規定により指定した科目（以下「指定科目」という。）の単位を一単位以上修得した者
- (7) 免許法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という。）であって、文部科学大臣が4の規定により指定したもの（以下「特定講習」という。）の課程のうち十八時間以上の履修の認定を受けた者

2. 1 (2) について

課程認定大学等は、1 (2) の規定により、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして認めた科目があるときは、当該科目をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

3. 1 (6) について

- (1) 指定科目は、免許法認定通信教育の開設者からの申請に基づき、文部科学大臣が指定する。
- (2) 文部科学大臣は、指定科目を指定したときは、当該指定科目をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- (3) 指定科目の指定に関する手続その他必要な事項については、別に定める。

4. 1 (7) について

- (1) 特定講習の指定の基準は、次のとおりとする。
 - イ 講習の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。

- ロ インターネットを利用する方法又は放送の視聴により学修させるもの（対面による方法と組み合わせて行うものを除く。）であること。
- ハ 令和三年三月三十一日までの間に、受講及び課程の一部の履修の認定が可能なものであること。
- (2) 特定講習は、免許状更新講習の開設者からの申請に基づき、文部科学大臣が指定する。
- (3) 文部科学大臣は、特定講習を指定したときは、当該特定講習をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- (4) 特定講習の開設者は、1（7）に定める者になろうとする者が特定講習の受講を求めたときは、当該特定講習の実施に支障のない限り、これに応ずることができる。
- (5) 特定講習の開設者は、特定講習を受講する介護等体験代替措置対象者をその他の受講者と区分して管理しなければならない。
- (6) 特定講習の指定に関する手続その他必要な事項については、別に定める。

5. 証明書について

- (1) 1（1）から（7）までに掲げる者は、免許法第五条の二第一項の規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、それぞれ1（1）から（7）までに掲げる者に該当する旨を証する証明書を提出するものとする。
- (2) 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者（介護等体験代替措置対象者に限る。）から請求があったときは、当該者に該当する旨を証する証明書を発行するものとする。
 - イ 1（1）から（3）までに定める科目を開設する課程認定大学等 1（1）から（3）までに掲げる者
 - ロ 1（4）に掲げる者の在学する課程認定大学等 1（4）に掲げる者
 - ハ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 1（5）に掲げる者
 - ニ 1（6）により指定された科目を開設する免許法認定通信教育の開設者 1（6）に掲げる者
- (3) 特定講習の開設者は、介護等体験代替措置対象者であって特定講習の課程の一部の履修の認定を受けた者から請求があったときは、その者の当該履修に関する証明書を発行するものとする。
- (4) 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

別表

第一欄	第二欄
保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第一号の学校又は同条第二号の保健師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）別表一
保健師助産師看護師法第二十条第一号の学校又は同条第二号の助産師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表二
保健師助産師看護師法第二十一条第一号の大学、同条第二号の学校又は同条第三号の看護師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表三又は別表三の二
保健師助産師看護師法第二十二条第一号の学校又は同条第二号の准看護師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表四
理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号又は第二号の学校又は理学療法士養成施設の指定	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第三号）別表第一又は別表第一の二
理学療法士及び作業療法士法第十二条第一号又は第二号の学校又は作業療法士養成施設の指定	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則別表第二又は別表第二の二
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号の社会福祉士短期養成施設等又は第三号の社会福祉士一般養成施設等の指定	社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号）別表第一若しくは別表第三又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第一若しくは別表第三
社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号まで又は第五号の学校又は養成施設の指定	社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第四若しくは別表第四の二又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは別表第五
義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の学校又は義肢装具士養成所の指定	義肢装具士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省・厚生省令第三号）別表第一、別表第二又は別表第三

介護等体験代替措置完了証明書（記入例）

（ふりがな）

氏 名

生年月日

上記の者は、下記のとおり、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に定める文部科学大臣が定める者となるために必要な措置（を受けたこと）（の一部を受けたこと）（を受ける見込みであること）を証明する。

令和 年 月 日

〇〇大学学長 〇〇 〇〇 印

記

1. 代替措置の種類

大臣決定1（ ）の規定による措置

2. 代替措置の具体的な内容

（大臣決定1（1）から（3）までの規定による措置の場合）

科目名	単位数	単位修得年月日
【例】〇〇〇〇	単位	令和 年 月 日

（大臣決定1（4）の規定による措置の場合）

学修した印刷教材に対応する科目名	措置完了年月日
視覚障害児の教育課程と指導法 又は 聴覚障害児の教育課程と指導法	令和 年 月 日

（大臣決定1（5）の規定による措置の場合）

科目名	履修認定年月日

視覚障害児の教育課程と指導法 又は 聴覚障害児の教育課程と指導法	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (6) の規定による措置の場合)

科目名	単位数	単位修得年月日
【例】○○○○	単位	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (7) の規定による措置の場合)

特定講習たる免許状更新講習の名称及び認定番号	時間数	履修認定年月日	対象免許種 (対象職種)
【例】【選択】○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (令○○-○○○○○-○○○○○号)	6時間	令和 年 月 日	教・養・栄

備考

- 一 2. (大臣決定 1 (7) の規定による措置の場合) の「対象免許種 (対象職種)」の欄には、教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「栄」と記入するものとする。
- 二 2. の表は、不要な部分は省略して差し支えない。また、表中の表記を一部変更しても差し支えない (例：「単位修得年月日」を「単位修得年度学期」とする)。

【本人記載欄】

私は、令和 2 年度において介護等の体験 (小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律 (平成 9 年法律第 90 号) 第 2 条第 2 項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。) を行うことを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等の体験を行う施設における受入れが困難な状況にある等の事由により、介護等の体験を行うことが困難な状況でした。

氏 名

印

備考 記名押印又は自筆による署名をすること。

別添 3

令和二年度に限り小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第二条第十号の規定による同条第一号から第九号の二までに掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設を指定する件

令和二年八月十一日
文部科学大臣決定

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）第二条第十号の規定により、同条第一号から第九号の二までに掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設については、平成九年文部省告示第百八十七号に定めるもののほか、次に掲げる施設とする。

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（これらのうち特別支援学級を置くもの又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百四十条の規定による特別の教育課程を編成するものに限る。）

附 則

- 1 この決定は、令和二年八月十一日から施行する。
- 2 この決定は、令和三年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 3 この決定は、附則第一項に定める日以後、前項に定める日までに行われた介護等の体験（介護等の体験の一部が当該期間に行われたときは、当該期間に行われたものに限る。）について適用する。

利用許諾条件書

文部科学省（以下「甲」という。）は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「乙」という。）を代理して、教職課程を有する同意書（第1条に定めるものをいう。）記載の課程認定大学等（以下「丙」という。）に対して、第2条第1項第1号に定める著作物を、以下の条項に基づき利用することを許諾し、丙もその著作物の利用に際し、当該条項に同意するものとする。

第1条（契約の成立）

本書に基づく甲と丙との間の契約（以下「本契約」という。）は、丙が、甲に対し、甲の指定した様式により、本書の内容に同意する旨の同意書（以下「同意書」という。）を提出したときに成立するものとする。

第2条（利用許諾）

1 甲は、丙に対し、第1号に定める著作物（以下「本著作物」という。）につき、第2号及び第3号に定める範囲で、その利用を許諾する。

(1) 利用著作物名：

乙が実施する以下の科目名で開設される免許法認定通信教育において使用される印刷教材

- ・ 視覚障害児の教育課程及び指導法（令和2年度後期・全15回）
- ・ 聴覚障害児の教育課程及び指導法（令和2年度後期・全15回）

(2) 利用目的

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定）」1（4）に定める措置（以下「本件措置」という。）を実施するために利用する。

(3) 利用方法

前号に定める目的に必要で、かつ、次項に基づき甲の承諾を得た届出の範囲内における以下の利用

- ① 丙が実施する本件措置の受講学生、その他本件措置を実施するために必要と認められる範囲の者（以下、総称して「受講学生等」という。）へ配布するための複製における利用
- ② 受講学生等へのインターネット送信における利用
- ③ その他本件措置を実施するために必要と認められる利用形態による利用

2 利用態様の届出及び甲の承諾

丙は、前項に定める利用を行うに当たっては、事前にその具体的な利用態様について、第

1 条に定める同意書と併せて、甲の指定した様式により甲に届出を行い、甲の承諾を得るものとする。なお、甲が丙に対し、本項に基づく届出の日から7日以内に当該届出に係る利用態様の承諾の可否について何ら通知を行わない場合は、甲は当該利用態様につき承諾したものとみなす。

第3条（著作者人格権）

- 1 丙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。
- 2 丙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者の表示をしなければならない。
 - ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

第4条（納入）

- 1 甲は丙に対し、本著作物をダウンロードすることができるウェブサイトの URL（以下「本件 URL」という。）を送信する。
- 2 丙は、別途甲から送信されるパスワード（以下「本件パスワード」という。）を入力することにより、上記ウェブサイトから本著作物をダウンロードする。
- 3 丙は、甲が承諾した場合を除き、本件 URL 及び本件パスワードを第三者に開示してはならない。

第5条（対価）

第2条に基づく利用許諾に係る対価は無償とする。

第6条（期間）

本契約の有効期間は、丙が甲に対し第1条に定める同意書を提出した日から令和3年3月31日までとする。

第7条（解除）

甲は、丙が本契約に違反した場合、当該違反の是正を催告するものとし、当該催告後相当期間が経過してもなお当該違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。

第8条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、丙は、丙が保有する本著作物に係る印刷物、電子データ、その他の複製物を全て廃棄するものとする。

第9条（権利義務譲渡等禁止）

甲及び丙は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利及び義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、又は担保に供してはならない。

第10条（事務）

本契約に基づく甲の事務は、甲の総合教育政策局教育人材政策課において行う。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関し生じた紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（その他）

本契約に定めのない事項、その他本契約に関して疑義等が生じた場合については、甲丙間で別途協議の上、解決するものとする。

令和2年8月11日

甲 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局長 浅田 和伸

丙 同意書記載の通り

同意書兼利用態様届出書

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 御中

〇〇大学

当大学は、別紙の利用許諾条件書第2条第1項第1号の著作物を利用するにあたり、同書の内容に同意するものとし、また、同条第2項に基づき下記のとおり、その利用態様を届け出ます。

記

措置の名称	(例) 〇〇大学介護等体験代替措置
措置の実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
担当教職員	
定員 (受講学生の見込み数)	
利用する著作物	<input type="checkbox"/> 視覚障害児の教育課程及び指導法 (令和2年度後期・全15回) <input type="checkbox"/> 聴覚障害児の教育課程及び指導法 (令和2年度後期・全15回)
利用態様	<input type="checkbox"/> 受講学生等へ配布するための複製における利用 <input type="checkbox"/> 受講学生等へのインターネット送信における利用 <input type="checkbox"/> その他 具体的な内容:
連絡先	担当部署名: 担当者名: 電話番号: メールアドレス:

以上

(注) kaigo@mext.go.jp 宛てに御提出ください。

別紙 2

視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書（作成例）

氏名	フリガナ				
学部・学科・学年	学部	学科	コース	年	組

1. 学修の成果

※「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程と指導法」の学修を経て自らが学んだことや考えたことを 600～800 字程度で記述してください。

2. 将来の展望

※上記の学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくかを 600～800 字程度で記述してください。

指定科目実施要領

令和 2 年 8 月

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

はじめに

本実施要領は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成 9 年文部省令第 40 号）附則第 2 項の規定により読み替えられた同令第 3 条第 1 項並びに「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和 2 年 8 月 11 日文部科学大臣決定。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。）3（3）の規定に基づき、令和 2 年度において介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成 9 年法律第 90 号）第 2 条第 2 項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）が受講する教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）別表第 3 備考第 6 号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）の科目であって介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が介護等体験免除者に係る大臣決定 3 の規定により指定した科目（以下「指定科目」という。）の実施のため、必要な事項を定めたものである。

1. 指定の基準

指定科目の指定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 科目の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) 令和 2 年度に認定を受けた免許法認定通信教育の科目であること。

2. 対象となる科目の内容

指定科目の内容は、施行通知¹では以下のとおり示されている。

¹ 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（令和 2 年 8 月 11 日付け 2 文科教第 401 号文部科学省総合教育政策局長通知）

4 留意事項等

(2) 「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等について

介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)及び(6)に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目並びに(7)に定める特定講習の要件とされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」免許状更新講習について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。

- ① 特例法第1条(趣旨)に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。
- ② 介護等体験は、特例法第2条第1項に規定する対象施設(特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの(※))における「介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定される」(法制定時の施行通達3(1)①)ことを踏まえて、上記の関連性を判断すること。

※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、救護施設、更生施設、授産施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、障害者支援施設、地域活動支援センター等

- ③ 小学校又は中学校の教諭の教職課程(一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。)において開設される科目の水準に相当する科目等は対象とならないこと(中学校及び高等学校の教科で共通に修得することとされている科目についても対象とならない。専修免許状の授与に係る大学院の課程及び専攻科の課程において修得するものとされている科目については対象となり得る。)

上記基本的考え方①及び②に関し、上記に明示されているもののほか、具体的には、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとしては、特別支援教育、生徒指導、教育相談等に関する内容が想定される。

3. 指定の手続

(1) 指定の申請

指定科目の指定を受けようとする免許法認定通信教育の開設者は、指定科目指定申請書（様式1）に必要事項を記入の上、以下のとおり、文部科学省宛てに申請するものとする。

申請期限：（1次指定）令和2年8月18日（必着）

（2次指定）令和2年8月25日（必着）

※これ以降、申請のあったものは、随時審査の上、指定する

提出方法： 郵送により下記提出先に提出

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係

※封筒の表に、赤字で「指定科目指定申請書提出」と記載すること。

(2) 文部科学大臣による指定・通知・公表

文部科学大臣は、指定の申請のあった免許法認定通信教育の科目について、基準に適合すると認められるものを指定し、その旨を申請した免許法認定通信教育の開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合すると認められなかったものについては、その旨を当該開設者に通知する。

(3) 変更の届出

指定科目の開設者は、指定科目の指定を受けた免許法認定通信教育の内容について変更（教育課程及び指導計画の変更に限る。）を行う場合、「免許法認定通信教育認定申請等要領（令和2年度以降開設分）」3. 変更届出要領及び提出書類の様式（P.43～）に基づき、変更届出書（様式第11号）を上記免許法認定通信教育認定申請等要領に記載する独立行政法人教職員支援機構の免許法認定通信教育担当部局に郵送にて提出した後、以下のとおり、指定科目変更届出書（様式2）及び教職員支援機構に提出した変更届出書（様式第11号）一式（変更内容の概要が分かるものを含む。）を文部科学省担当部局（3（1）参照）に電子メールにて届け出るものとする。

届出時期： 開設者による変更決定後速やかに

提出方法： 電子メールにより kaigo@mext.go.jp 宛てに提出

文部科学大臣は、指定科目変更届出書の提出のあった科目について、変更後も指定の基準に適合すると認められるものを引き続き指定し、その旨を変更の届出をした免許法認定通信教育の開設者に通知するとともに、変更後の科目の

内容について文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合すると認められなかったものについては、指定を取り消し、その旨を当該開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する指定科目の一覧から削除する。

(4) 廃止の届出

指定科目の開設者は、指定科目の指定を受けた免許法認定通信教育を廃止する場合、「免許法認定通信教育認定申請等要領（令和2年度以降開設分）」3. 変更届出要領及び提出書類の様式（P.43～）に基づき、当該認定通信教育科目を廃止する旨を記載した変更届出書（様式第11号）を上記認定申請等要領に記載する独立行政法人教職員支援機構の免許法認定通信教育担当部局に郵送にて提出するとともに、以下のとおり、当該変更届出書（様式第11号）の写しを、文部科学省担当部局（3（1）参照）に電子メールにて届け出るものとする。

届出時期： 開設者による廃止決定後速やかに

提出方法： 電子メールにより kaigo@mext. go. jp 宛てに提出

文部科学大臣は、上記届出のあった指定科目の指定を取り消し、その旨を当該開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する指定科目の一覧から削除する。

4. 指定科目の開設者の役割

(1) 介護等体験代替措置対象者の受講の受入れ

指定科目の開設者は、当該指定科目を含む免許法認定通信教育の実施に支障がない限り、介護等体験代替措置対象者の受講を認めることができる。受講申込に当たっては、様式3の受講申込書（作成例）も参照の上、受講者の確認を行うこと。

なお、指定科目につき、令和元年度以前にも同科目の免許法認定通信教育の認定を受けていた場合は、介護等体験免除者に係る大臣決定等の施行日前に当該科目を修得した者から請求があったときも、その旨を証する証明書を発行するものとする。

(2) 証明書の発行

指定科目の開設者は、介護等体験代替措置対象者であって指定科目の単位を修得した者から請求があったときは、その旨を証する証明書（介護等体験免除者に係る大臣決定で定める別記様式）を発行するものとする（介護等体験免除者に係る大臣決定5（2）及び（4））。

5. 指定科目に関する留意事項

指定科目に関し、介護等体験免除者に係る大臣決定及び本実施要領において、別段の定めがある場合を除き、通常の免許法認定通信教育と基本的に同様の条件等により実施すること。

様式 1

指定科目指定申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 殿

申請者名 ○○○○○○長

○ ○ ○ ○ 印

このたび「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者（令和2年8月11日文部科学大臣決定）」に基づき、下記の免許法認定通信教育の科目について、指定科目の指定の基準に該当すると考えるため、指定を申請します。

記

○○○○学（R2認定通信）

○○論（R2認定通信）

<指定科目の指定の基準>

- (1) 科目の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) 令和2年度に認定を受けた免許法認定通信教育の科目であること。

以上

備考 指定を受けようとする免許法認定通信教育の科目の名称は、開設科目名（○○○○学（R2認定通信）など）を正確に記入すること。

様式 2

指定科目変更届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 殿

申請者名 ○○○○○○長
○ ○ ○ ○

このたび、別添の「令和2年度○○○○大学免許法認定通信教育に係る変更について（届出）」のとおり、下記の指定科目に指定された免許法認定通信教育の内容を変更したので、届け出ます。

記

開設科目名	○○○○学（R2認定通信）
なお、本機関は、下記の「指定科目の指定の基準」に照らし、上記科目の内容について、 <input type="checkbox"/> 変更後も、指定科目の指定の基準に引き続き該当する <input type="checkbox"/> 変更後は、指定科目の指定の基準に該当しなくなったと判断し届け出ていることを申し添えます。	

<指定科目の指定の基準>

- (1) 科目の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) 令和2年度に認定を受けた免許法認定通信教育の科目であること。

以上

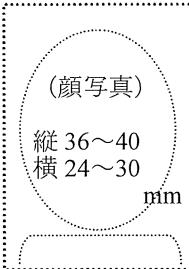
備考1 変更後の科目に対する指定の基準の該当の有無について、いずれかのチェックボックスにチェックを入れること。

備考2 複数の科目について変更がある場合は、表を追加して記入すること。

備考3 免許法認定通信教育の変更届（様式第11号）一式の写しを添付すること。

様式3

〇〇大学 指定科目受講申込書（作成例）

ふりがな 氏名	----- -----	申込印		生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	 <p>(顔写真) 縦 36~40 横 24~30 mm</p>
連絡先	(〒 -----) 都道府県 ----- 市区町村 -----					
	(TEL) ----- (携帯) -----					

○ 受講を希望する指定科目について記入してください。

科目の名称	講習期間	単位数
〇〇〇〇学（R2認定通信）	令和〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇年〇〇月〇〇日	〇単位

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

私は、令和2年度において介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にある等の事由により、介護等体験を行うことが困難な状況となったため、その代替として上記の指定科目の受講を希望します。

年 月 日

氏名

印

※記名押印又は自筆による署名をしてください。

備考 この様式は一例であり、別の様式・方法等により受講に必要な事項を求めることとして差し支えない。

特定講習実施要領

令和 2 年 8 月

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

はじめに

本実施要領は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成 9 年文部省令第 40 号）附則第 2 項の規定により読み替えられた同令第 3 条第 1 項並びに「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」

（令和 2 年 8 月 11 日文部科学大臣決定。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。） 4（6）の規定に基づき、令和 2 年度において介護等体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にある者その他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）が受講する介護等体験免除者に係る大臣決定 4 の規定により指定された免許状更新講習（以下「特定講習」という。）の実施のため、必要な事項を定めたものである。

1. 指定の基準

特定講習の指定の基準については、介護等体験免除者に係る大臣決定 4. では以下のとおり示されている。

4. 1（7）について

（1）特定講習の指定の基準は、次のとおりとする。

- イ 講習の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- ロ インターネットを利用する方法又は放送の視聴により学修させるもの（対面による方法と組み合わせて行うものを除く。）であること。
- ハ 令和三年三月三十一日までの間に、受講及び課程の一部の履修の認定が可能なものであること。

2. 対象となる講習の内容

特定講習の内容は、施行通知¹では以下のとおり示されている。

¹ 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（令和 2 年 8 月 11 日付け 2 文科教第 401 号文部科学省総合教育政策局長通知）

4 留意事項等

(2) 「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等について

介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)及び(6)に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目並びに(7)に定める特定講習の要件とされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」免許状更新講習について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。

- ① 特例法第1条(趣旨)に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。
- ② 介護等体験は、特例法第2条第1項に規定する対象施設(特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの(※))における「介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定される」(法制定時の施行通達3(1)①)ことを踏まえて、上記の関連性を判断すること。

※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、救護施設、更生施設、授産施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、障害者支援施設、地域活動支援センター等

- ③ 小学校又は中学校の教諭の教職課程(一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。)において開設される科目の水準に相当する科目等は対象とならないこと(中学校及び高等学校の教科で共通に修得することとされている科目についても対象とならない。専修免許状の授与に係る大学院の課程及び専攻科の課程において修得するものとされている科目については対象となり得る。)

上記基本的考え方①及び②に関し、上記に明示されているもののほか、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとしては、具体的には、特別支援教育、生徒指導、教育相談等に関する内容が想定される。

なお、特定講習については、免許状更新講習が、大学の教職課程等を経て教

員免許状の授与を受けた現職教員等に対して、教員の職務の遂行に必要な事項に関する最新の知識技能を修得させるために開設されているものであることから、上記③の基本的考え方「小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）において開設される科目に相当する科目等は対象とならないこと」は観念する必要がない（適用しない）。

3. 指定の手続

(1) 指定の申請

特定講習の指定を受けようとする免許状更新講習の開設者は、特定講習指定申請書（様式1）に必要事項を記入の上、以下のとおり、文部科学省宛てに申請するものとする。

申請期限：（1次指定）令和2年8月18日（必着）

（2次指定）令和2年8月25日（必着）

※これ以降、申請のあったものは、随時審査の上、指定する

提出方法： 郵送により下記提出先に提出

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係

※封筒の表に、赤字で「特定講習指定申請書提出」と記載すること。

(2) 文部科学大臣による指定・通知・公表

文部科学大臣は、指定の申請のあった免許状更新講習について、基準に適合すると認められるものを指定し、その旨を申請した免許状更新講習開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合すると認められなかったものについては、その旨を当該開設者に通知する。

(3) 変更の届出

特定講習の開設者は、特定講習の指定を受けた免許状更新講習の講習内容について変更を行う場合、「免許状更新講習の認定申請等要領（令和2年度開設用）」Ⅲ 免許状更新講習の変更届出要領及び提出書類の様式（P.50～）に基づき、免許状更新講習開設変更届（様式第10号）を独立行政法人教職員支援機構担当部局に免許状更新講習認定申請等システムにてWeb提出した後、以下のとおり、特定講習変更届出書（様式2）及びWEB提出した免許状更新講習開設変更届出（様式第10号）の写しを文部科学省担当部局（3（1）参照）に電子メールにて届け出るものとする。

届出時期： 開設者による変更決定後速やかに

提出方法： 電子メールにより kaigo@mext.go.jp 宛てに提出

文部科学大臣は、特定講習変更届書のあった特定講習について、変更後も指定の基準に適合すると認められるものを引き続き指定し、その旨を変更の届出をした特定講習開設者に通知するとともに、変更後の特定講習の内容について文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合すると認められなかったものについては、指定を取り消し、その旨を当該開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する特定講習の一覧から削除する。

(4) 廃止の届出

特定講習の開設者は、特定講習の指定を受けた免許状更新講習を廃止する場合、「免許状更新講習の認定申請等要領（令和2年度開設用）」IV 免許状更新講習の廃止届出要領及び提出書類の様式（P.54～）に基づき、免許状更新講習開設廃止届（様式第11号）を独立行政法人教職員支援機構担当部局に免許状更新講習認定申請等システムにてWeb提出した後、以下のとおり、当該廃止届の写しを、文部科学省担当部局（3（1）参照）に電子メールにて届け出るものとする。

届出期限： 開設者による廃止決定後速やかに

提出方法： 電子メールにより kaigo@mext.go.jp 宛てに提出

文部科学大臣は、上記廃止届のあった特定講習の指定を取り消すとともに、その旨を当該開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する特定講習の一覧から削除する。

4. 特定講習の開設者の役割

(1) 介護等体験代替措置対象者の受講の受入れ

特定講習の開設者は、特定講習の実施に支障がない限り、介護等体験代替措置対象者の受講を認めることができる（介護等体験免除者に係る大臣決定4（4））。受講申込に当たっては、様式3の受講申込書（作成例）も参照の上、受講者の確認を行うこと。

(2) 受講者の区分管理

特定講習の開設者は、特定講習を受講する介護等体験代替措置対象者をその他の受講者と区分して管理しなければならない（介護等体験免除者に係る大臣決定4（5））。

(3) 証明書の発行

特定講習の開設者は、介護等体験代替措置対象者であって特定講習の課程の一部の履修の認定を受けた者から請求があったときは、その者の当該履修に関する証明書（介護等体験免除者に係る大臣決定で定める別記様式）を発行するものとする（介護等体験免除者に係る大臣決定5（3）及び（4））。

なお、特定講習につき、令和元年度以前にも同講習内容の免許状更新講習の認定を受けていた場合は、介護等体験免除者に係る大臣決定等の施行日前に当該特定講習の課程の一部の履修の認定を受けた者から請求があったときも、その旨を証する証明書を発行するものとする。

5. 特定講習に関する留意事項

（1）全般的事項

特定講習に関し、介護等体験免除者に係る大臣決定及び本実施要領において、別段の定めがある場合を除き、通常の免許状更新講習と基本的に同様の条件等により実施すること。

（2）「履修認定対象職種」及び「主な受講対象者」の扱い

免許状更新講習の申請要領において記載することとされている「履修認定対象職種」（選択領域講習のみの記載事項）と「主な受講対象者」（選択必修領域及び選択領域の講習のみの記載事項）については、いずれも所持する教員免許状の職種（教諭、養護教諭、栄養教諭）に対応した講習を受講してもらう観点から、設けられている項目である。

しかし、今回の介護等体験代替措置対象者については、所持する教員免許状の有効期間を更新するわけではないため、特定講習については、履修認定対象職種や主な受講対象者に関わらず、受講を認めることとする。

（3）受講者評価の適用除外

通常の免許状更新講習の受講者に関しては、「免許状更新講習の認定申請等要領（令和2年度開設用）」Ⅱ 免許状更新講習の評価結果報告要領及び提出書類等の様式（P.40～）に基づき、講習開設者が評価結果報告において、全ての受講者における受講した講習の評価についての調査結果及び受講した人数等の報告を行うこととなっているが、介護等体験代替措置対象者については、通常の受講者とは区別し、評価の対象から除外し、受講人数等にも計上しないこととする。

様式 1

特定講習指定申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 殿

申請者名 ○○○○○○長

○ ○ ○ ○ 印

このたび「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者（令和2年8月11日文部科学大臣決定）」に基づき、下記の免許状更新講習について、特定講習の指定の基準に該当すると考えるため、指定を申請します。

記

免許状更新講習の名称	認定番号
【〇〇】○○○○	令〇〇-○○○○○○-○○○○○○号

<特定講習の指定の基準>

- (1) 当該講習の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) インターネットを利用する方法又は放送の視聴により学修させるもの（対面による方法と組み合わせて行うものを除く。）であること。
- (3) 令和3年3月31日までの間に、受講及び課程の一部の履修の認定が可能なものであること。

以上

備考 「免許状更新講習の名称」欄の【 】には、必修領域であれば【必修】、選択必修領域であれば【選択必修】、選択領域であれば【選択】と記入すること。

様式 2

特定講習変更届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 殿

申請者名 ○○○○○○長
○○○○

このたび、別添の免許状更新講習開設変更届のとおり、下記の特定講習に指定された免許状更新講習の内容を変更したので、届け出ます。

記

免許状更新講習の名称	認定番号
【〇〇】○○○○	令〇〇-○○○○〇〇-○○○○〇〇号
なお、本機関は、下記の「介護等体験代替措置科目の指定の基準」に照らし、上記講習の内容について、 <input type="checkbox"/> 変更後も、特定講習の指定の基準に引き続き該当する <input type="checkbox"/> 変更後は、特定講習の指定の基準に該当しなくなったと判断し届け出ていることを申し添えます。	

<特定講習の指定の基準>

- (1) 当該講習の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) インターネットを利用する方法又は放送の視聴により学修させるもの(対面による方法と組み合わせて行うものを除く。)であること。
- (3) 令和3年3月31日までの間に、受講及び課程の一部の履修の認定が可能なものであること。

以上

備考1 「免許状更新講習の名称」欄の【 】には、必修領域であれば【必修】、選択必修領域であれば【選択必修】、選択領域であれば【選択】と記入すること。

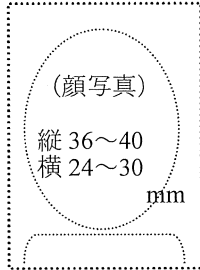
備考2 変更後の講習に対する指定の基準の該当の有無について、いずれかのチェックボックスにチェックを入れること。

備考3 複数の講習について変更がある場合は、表を追加して記入すること。

備考4 免許状更新講習開設変更届(様式第10号)の写しを添付すること。

様式3

〇〇大学 特定講習受講申込書（作成例）

ふりがな 氏名		申込印		生年月日	昭和・平成 年 月 日	 <p>(顔写真) 縦 36~40 横 24~30 mm</p>
連絡先	(〒 -) 都道府県 市区町村					
	(TEL) - - (携帯) - -					

○ 受講を希望する特定講習について記入してください。

領域	講習の名称	開設日
必修領域講習		
選択必修領域講習		
選択領域講習		

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

私は、令和2年度において介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にある等の事由により、介護等体験を行うことが困難な状況となったため、その代替として上記の特定講習の受講を希望します。

年 月 日

氏名

印

※記名押印又は自筆による署名をしてください。

備考 この様式は一例であり、別の様式・方法等により受講に必要な事項を求めることとして差し支えない。

小中学校の教員免許状授与に必要な介護等体験の代替措置等について

1. 現状及び課題

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、小中学校の教員免許状授与の要件として、7日間の介護等体験（特別支援学校、老人福祉施設、障害者支援施設等）が必須とされている。

現在、新型コロナウイルス感染症のため介護等体験の実施が困難となっており、当面の対応として実施時期を秋以降にすること等を大学等に通知しているが、例年通りの実施が困難な事態も想定される。

2. 対応策

(1) 代替措置の設定

令和2年度に介護等体験を予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験を行うことが困難な者であって、以下いずれかの代替措置を受けた者の介護等体験を免除する（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の改正及び文部科学大臣決定）。※学年問わず対象にする

(1) 大学等において、令和2年度までに、特別支援学校の教職課程において開設されている特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者
(2) 令和2年度までに、医療関係職種等（※2）の養成施設に指定されている大学等において開設される科目のうち介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した者
(3) 令和2年度までに、文部科学大臣・厚生労働大臣の確認を受けた大学等における社会福祉に関する実習演習科目の単位を1単位以上修得した者
(4) 在学する大学等において、令和2年度に（独）国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目（※3）に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置（※4）を受けた者
(5) 令和2年度までに、（独）国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目（※3）のうち1科目以上の履修の認定を受けた者
(6) 免許法認定通信教育において、令和2年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した科目の単位を1単位以上修得した者
(7) 令和2年度までに、インターネット型等の免許状更新講習で介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した講習の課程のうち18時間以上の履修の認定を受けた者

※1：「大学等」とは、小学校又は中学校の教職課程を置く大学・教員養成機関を指す

※2：介護等体験を免除されている看護師、社会福祉士、理学療法士等の9つの職種等

※3：視覚障害教育領域又は聴覚障害教育領域の教育課程及び指導法に関する科目

※4：学修成果を教職にどう生かすか等をレポートで1,200-1,600字程度記述し確認を受ける

(2) その他の対応

① 介護等体験施設に特別支援学級を置く小学校等を追加（文部科学大臣決定）

令和2年度に限り、特別支援学級を置く又は通級による指導を行う小・中・高校等における教育実習も介護等体験として算入することができるよう、これらの学校を介護等体験の対象施設に追加する。

② 遠隔による体験も可能とする（通知・運用変更）

令和2年度に限り、テレビ会議システムを活用した障害者や高齢者等との交流など、学生等が受入施設に出向かない遠隔による体験も可能とする。

3. 施行日

令和2年8月11日（火）

公文書受付	第 35 号
	2020 年 4 月 10 日
	配布先 教務部

学長室
14起大学言果
朝霞事務言果
板倉事務言果
赤羽台事務言果

2 教教人第 1 号
令和 2 年 4 月 3 日

教職課程を置く

各国公私立大学長
各指定教員養成機関の長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

柳 澤 好 治



(印影印刷)

令和 2 年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について (通知)

教職課程を置く各国公私立大学、各指定教員養成機関（以下「大学・専門学校等」という。）におかれては、新型コロナウイルス感染症対策について、「令和 2 年度における大学等の授業の開始等について」（令和 2 年 3 月 24 日付け元文科高第 1259 号高等教育局長通知）、「令和 2 年度における専門学校等の授業の開始等について」（令和 2 年 3 月 24 日付け元文科教第 1014 号総合教育政策局長通知）等を踏まえ、必要な感染症対策を講じ、令和 2 年度の教育研究活動の開始に向けた準備を進めていただいていることと存じます。

大学・専門学校等における教員免許状の授与の所要資格を得させるための教職課程については、大学・専門学校等における教育活動の一環として実施されるものであることから、上記の通知等を踏まえて実施していただくことが重要です。一方、教職課程における教育実習については、教育実習生を受け入れる幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等（以下「小学校等」という。）への影響を考慮し、その実施に当たって留意いただきたい事項を下記のとおりまとめました。各大学・専門学校等におかれては、これらの事項について十分に御留意いただき、教育実習生を受け入れる小学校等や教育委員会等とも連携・協力の上、教育実習の円滑な実施について、責任を持って必要な対応をお願いいたします。

記

1. 教育実習の実施時期、期間、内容等の調整

- (1) 令和 2 年度の教育実習については、例年、春から夏に実施しているものについても、臨時休業明けは特に例年に比べて学校の業務負担が大きくなることも想定されるため、教育委員会等と協議の上、必要に応じて実施時期を秋以降とすることも検討していただきたいこと。教育実習生を受け入れる小学校等の今年度の受け入れ数が制限される場合には、卒業年次の学生など教育実習を次年度に実施することができない事情のある学生を優先していただきたいこと。
- (2) 大学設置基準等において、実習は 30 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位としていることから、教育実習の授業時間数や実施期間の設定に当たっては、教育実習生を受け入れる小学校等の状況も踏まえ、弾力的に検討していただきたいこと（例えば、

最低修得単位数が4単位の場合は120～180時間となり、教育実習の実施期間としては3～4週間程度となる)。なお、実施期間を変更する場合でも、単位数や履修方法(必修又は選択の別)に変更がない限りは、これに伴う教職課程認定上の手続は必要ないこと(以下(3)についても同様)。

- (3) 感染症対策に取り組みながら教育活動を行う小学校等においては、通常期と同様な教育実習を行うことが困難な場合もあると考えられる。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が3月9日に示した3つの条件(換気の悪い密室空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)が重ならないようにすること等に留意し、教育実習の内容、方法等について、受け入れ先の小学校等と相談しつつ弾力的に検討していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、下記の文部科学省のホームページなどを通じて関係省庁や自治体等からの最新の情報も十分に踏まえて対応いただきたいこと。

○文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- (4) 実習の期間や内容、方法等の検討に当たっては、大学・専門学校等における事前・事後指導等で履修すべき内容と小学校等での教育実習で履修すべき内容や活動の在り方を見直すことも考えられること。

2. 学生への事前指導

- (1) 教育実習の実施の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすことなどを学生に徹底していただくこと。実習中は、これに加えて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着することなど一層の感染症対策を行うことを学生に徹底していただくこと。
- (2) 教育実習に参加予定の学生の家族等の感染が確認されるなど学生が濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は教育実習への参加を見送るよう指導していただくこと。
- (3) 「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」(令和2年3月24日)などの学校における感染症対策の取組について十分に理解させた上で教育実習に参加させていただくこと。
- (4) 実習中は受入先である各小学校等における感染症対策の指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、小学校等と相談の上、児童生徒等との接触は絶対に避け、自宅で休養することを学生に徹底していただくこと。

3. 実習中の留意事項

学生の感染が判明した場合や、地域の感染拡大の状況等により、急遽、教育実習を中止せざるを得ない場合などにおいては、大学・専門学校等、学生、小学校等・教育委員会が速やかに連絡を取り合うことができるよう、大学・専門学校等は確実に連絡体制を構築していただくこと。

4. 実習後の留意事項

- (1) 実習中の状況により、十分に実施できなかった内容があった場合には、大学・専門学校等は事後指導等において、補充的な内容の授業等を行っていただきたいこと。
- (2) 教育実習の終了後に、学生の感染が判明した場合、大学・専門学校等は小学校等・教育委員会に速やかに連絡するとともに、「令和2年度における大学等の授業の開始について」(令和2年3月24日付け元文科高1259号高等教育局長通知)、「令和2年度における専門学校等の授業の開始等について」(令和2年3月24日付け元文科教第1014号総合教育政策局長通知)等を踏まえ、適切な対応を行っていただきたいこと。

(本件担当)

総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室
教職課程認定係

TEL 03-5253-4111 (内線 2451)

E-mail kyo-men@mext.go.jp

2 教人選第 40 号
令和 2 年 4 月 8 日

教育実習実施届出大学等事務担当課長 殿

教育庁人事部選考課長
荒 木 進太郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う令和 2 年度教育実習の
対応について (通知)

東京都教育委員会では、別添のとおり文部科学省の事務連絡を踏まえ、下記のとおり対応することといたしました。

つきましては、関係教職員への周知していただくとともに、御対応のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 令和 2 年度実施予定の教育実習について

実施時期及び期間については、文部科学省の通知も踏まえて秋以降に振り替えるなど、教育実習校と大学等との間で協議してください。教育実習校には校内体制を整え、可能な限り受け入れられるよう通知しております。

協議の上、変更が生じた際は「東京都公立学校教育実習実施の手引」に基づき、教育実習校と大学等の間で処理を行ってください。

2 宣誓書(別記第 13 号)の取扱いについて

(1) 宣誓書の提出は、様式記載のとおり 1 か月前までに教育実習校に提出してください。

(2) 宣誓書 1 (4) の確認について、当分の間、宣誓書備考 2 によらず「実習開始日を起算日とし 14 日前から検温及び症状等の確認を行い、実習開始前 5 日以内に伝染のおそれのある疾病のないことを指導教員に確認を受けること。」とします。

この場合において、別添「健康確認表」により記録を取るよう学生を指導していただき、指導教員に確認を受けるとともに、実習開始初日に教育実習校でも確認を受けてください。

3 教育実習期間中の対応について

(1) 教育実習期間中は、基本的な感染症対策を徹底してください。

(2) 教育実習期間中に、教育実習校において新型コロナウイルス感染が確認された場合、大学等と教育実習校間で連絡を取り合い、対応してください。

4 教育実習実施時期等の変更に伴う受入人数の調整について

文部科学省から通知中1（1）にも記載があるとおり、卒業年次の学生など教育実習を次年度に実施することができない事情のある学生を優先してください。真にやむを得ず、当初の受入決定者のうち上記に該当するものの教育実習が困難となった場合は、下記5により東京都教育委員会に御報告してください。

5 提出方法及び提出期限

(1) 提出様式

別紙1「教育実習中止一覧」

Excelデータのまま提出してください。

ファイル名は「承認番号・学校名」と変更してください。

(2) 提出方法

下記メールアドレスに送付

件名は「【大学名】教育実習中止一覧」としてください。

mb-zissyu@section.metro.tokyo.jp（教育実習専用メールボックス）

(3) 提出期限

令和2年6月5日（金）

6 その他

本通知における対応方針は現時点のものであり、状況の変化により変更される場合があります。

【担当】

東京都教育庁人事部選考課免許担当

電話：03-5320-6788

臨時休業が延長されている小学校等が全国的に相当数生じていることを踏まえ、教育実習の期間の弾力化（例えば小学校においては2週間とできること等）の考え方をお知らせする通知です。

2 教教人第 5 号
令和 2 年 5 月 1 日

教職課程を置く各国公私立大学長
教職課程を置く各指定教員養成機関の長
各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事 殿
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

柳 澤 好 治
(公印省略)

令和 2 年度における教育実習の実施期間の弾力化について (通知)

教職課程を置く各国公私立大学、各指定教員養成機関（以下「大学・専門学校等」という。）におかれては、新型コロナウイルス感染症対策について、「令和 2 年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について」（令和 2 年 4 月 3 日付け 2 教教人第 1 号教育人材政策課長通知）（以下「前回通知」という。）等を踏まえ、令和 2 年度における教育実習の実施に向けた準備を進めていただいていることと存じます。

また、各学校の設置者におかれては、「令和 2 年度における教育実習の実施に当たっての留意事項」の送付について」（令和 2 年 4 月 3 日付け事務連絡）等を踏まえ、大学・専門学校等と調整いただき、教育実習生の受け入れの御準備を進めていただいておりますことに感謝申し上げます。

4 月 16 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改定が行われ、全都道府県が緊急事態措置の対象とされたことにより、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業が延長されている幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等（以下「小学校等」という。）が全国的に相当数生じてきていることや、さらなる臨時休業の長期化に伴い、小学校等において秋以降の教育実習生の受け入れも通常の実施期間では困難な状況になりうることも踏まえ、令和 2 年度に行われる教育実習の実施期間の弾力化について、以下のとおり考え方をまとめましたのでお知らせします。

大学・専門学校等におかれては、今回お示しした教育実習の実施期間の弾力化や前回通知に示す留意事項等も踏まえつつ、教育実習生を受け入れる小学校等の状況に応じて必要な見直しや調整を行

い、教育実習の円滑な実施に努めていただきますようお願いいたします。

また、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知するとともに、引き続き教育実習の重要性に鑑み、その実施にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 本来、教育実習（事前・事後指導を除き、学校体験活動を含む。以下同じ。）はもっぱら小学校等における実習の実施が想定されている科目であるが、令和2年度に限っては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲を大学・専門学校等における授業により行うことは差し支えない。ただし、各大学・専門学校等において、変更前の小学校等における教育実習に相当する教育効果を有することが認められる場合に限る。

その際、教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で行う授業についても、教育実習の趣旨を満たすことができるよう、学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような実習・演習等として実施すること等に努めることが強く期待される。

2. 小学校等における令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を支援する等の学習支援等のために配置される人材等としての活動は、各大学・専門学校等の判断により、授業の目的と密接に関わる場合は、

- ・学校体験活動
- ・教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で行う授業として位置付けることが可能である。

3. また、特別支援学校教諭の教職課程における心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（事前・事後指導を除き、学校体験活動を含む。）、養護教諭の教職課程における養護実習（事前・事後指導を除き、学校体験活動を含む。）、栄養教諭の教職課程における栄養教育実習（事前・事後指導を除く。）についても、1及び2について同様の取り扱いとする。

例) 4単位の教育実習について、これまで小学校等での教育実習として4週間で実施していたものが、2週間で実施可能。

○ 1単位当たり30時間で授業時間数を設定する場合

$$4 \text{ 単位} \times 30 \text{ 時間} = 120 \text{ 時間} \Rightarrow \underline{3 \text{ 週間}}$$

$$(120 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間 (1日あたり)}) = 15 \text{ 日}$$

※大学設置基準等において、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とされていることを踏まえ、授業以外における事前学修・事後学修が学生によって行われることが必要であることには留意。

◎ 1単位当たり30時間で授業時間数を設定し、総授業時間数のうち1/3を大学・専門学校等での授業により行う場合

$$4 \text{ 単位} \times 30 \text{ 時間} = 120 \text{ 時間}$$

$$120 \text{ 時間} \div 3 = 40 \text{ 時間} \quad \text{※大学・専門学校等での授業}$$

$$120 \text{ 時間} - 40 \text{ 時間} = 80 \text{ 時間} \Rightarrow \underline{2 \text{ 週間}}$$

$$(80 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間 (1日あたり)}) = 10 \text{ 日}$$

(本件担当)

総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室
教職課程認定係

TEL 03-5253-4111 (内線 2451)

E-mail kyo-men@mext.go.jp

2 文科教第 403 号
令和 2 年 8 月 11 日

教職課程を置く各国公私立大学長
教職課程を置く各指定教員養成機関の長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省総合教育政策局長

浅田 和伸

(公印省略)

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について (通知)

この度、別添のとおり、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令 (令和 2 年文部科学省令第 28 号)」が公布、施行されました。

同令の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

1 改正等の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、教職課程を置く各国公私立大学、各指定教員養成機関 (以下「大学等」という。) が令和 2 年度に行う教育実習の実施に当たっては、「令和 2 年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について」 (令和 2 年 4 月 3 日付け 2 教教人第 1 号教育人材政策課課長通知) において、①実施時期を秋以降に変更すること、②卒業年次の学生を優先することなどを示し、「令和 2 年度における教育実習の実施期間の弾力化について」 (令和 2 年 5 月 1 日付け 2 教教人第 5 号教育人材政策課課長通知) (以下「弾力化通知」という。) において、③教育実習の科目の総授業時間数のうち、3 分の 1 を超えない範囲を大学等における授業により行うこ

とを可能とすることなどを示しているところであるが、受入先の学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等をいう。以下同じ。）では、臨時休業からの学校再開後の児童生徒の学びの保障に取り組むとともに、感染症対策に万全を期しながら学校教育活動を再開している状況において、令和2年度の教育実習を例年通り受け入れることが困難な状況も生じていることから、教育実習の科目の扱いに関する特例措置を定めるために所要の改正を行うものである。

2 改正等の要点

令和2年度限りの特例的な取扱いとして、新型コロナウイルス感染症の影響により、大学等が令和2年度に教育実習の科目の授業を実施できないことにより、大学等に在学する学生又は科目等履修生（以下「学生等」という。）が教育実習の科目の単位を修得できないときは、課程認定を受けた教育実習以外の科目の単位をもってあてることができることとすること（以下「教育実習特例」という。）。

3 施行期日

令和2年8月11日から施行する。

4 留意事項等

(1) 教育実習特例等の内容及び活用

① 令和2年度に教育実習の科目の履修を希望しながら、大学等が授業を実施できないことにより単位を修得することができなかった者は、卒業年度の学生等であるか否かに関わらず、教育実習特例の対象とする。

② 弾力化通知により、教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲を大学等における授業により行うことは差し支えないこととしているが、1改正等の趣旨で述べたような状況も踏まえ、令和2年度に限り、教育実習の科目の総授業時間数の全部又は一部を大学等が行う授業により行うことができることとする。

その際、教育実習の科目であることが前提であることから、大学等が授業を行う場合は、教育実習に相当する教育効果を有することが認められるものであり、かつ、学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような実習・演習等として実施すること等に努めることが強く期待されること。

③ 学校における教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を支援する等の学習支援等のために配置される人材（いわゆる

学習指導員)等としての活動を教育実習の科目の授業として位置付けることも可能であること。

- ④ 教育実習は、学校教育の実際を体験的、総合的に理解できる重要な機会であり、本来、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ履修すべき科目であるため、当初想定していた受入先の学校での受入れが困難になった場合であって、代替となる受入先の学校が見つからない学生等がいる場合などは、教育実習特例の活用を検討する前に、まずは、(1)②③の大学等が行う授業や学習指導員としての活動を教育実習の科目の授業として位置付けることを検討すべきであり、その場合であっても可能な限り、受入先学校で行う教育実習と組み合わせて実施することについて検討することが望まれること。

また、教育実習特例を活用する場合や(1)②③による場合においても、新型コロナウイルス感染症の状況に十分注意しつつ、学生が学校教育の実際を体験的、総合的に理解できる機会(例えば学習指導員としての活動等)の活用を積極的に促進することが期待されること。

- ⑤ なお、教育実習特例の対象となる教育実習以外の科目の単位については、大学等の教職課程において学生等が修得する令和2年度の単位に限定されず、令和元年度以前に既に修得した単位や、令和3年度以後に修得する予定の単位をあてることも差し支えないこと。

(2) 大学等における教職課程の編成及び履修指導等

- ① 教育公務員特例法等の一部を改正する法律(平成28年法律第87号)による改正前に、現に大学等に在学等する者と、改正後に入学等する者が併存することに留意して、各々に応じた科目の開設及び履修指導を行う必要があること。
- ② 教育実習特例を活用して教育実習以外の科目の単位をもって教育実習の科目の単位にあてた場合には、当該科目の履修については、教育実習の科目の単位以外には免許状の授与に必要な最低修得単位数に算入できないことに留意して、学生等に履修指導を行うこと。
- ③ (1)⑤のとおり、教育実習特例の対象となる教育実習以外の科目の単位については、令和元年度以前に既に修得した単位や令和3年度以後に修得する予定の単位としても差し支えないことから、令和元年度以前に学生等が在学していた又は令和3年度以後に学生等が在学している大学等が学力に関する証明書(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第7条第1項)を発行する際は、令和2年度に学生等が在学していた大学等と連携を取り、場合によっては学生等が特例対象者であることを当該大

学等に証明してもらうことなど適切な対応をお願いしたいこと。

- ④ 教育実習特例を活用した教育実習以外の科目の単位は教育実習の科目の単位とすることとなるため、大学等が発行する学力に関する証明書において当該特例の扱いを記載する必要はないこと。

(3) 都道府県教育委員会における免許授与事務

教育実習特例を活用した教育実習以外の科目の単位は教育実習の科目の単位とすることとなるため、都道府県教育委員会においては、免許状の授与に当たり当該特例を活用したか否かについての確認は不要であり、また免許状の備考欄等への記載も不要であること。

(4) 学校で勤務するに当たっての研修の実施等

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会及び中核市教育委員会、学校法人、附属学校を置く国公立大学法人、学校設置会社においては、令和3年度以後の新規採用者の中に教育実習特例等を活用した者が存在することを念頭に、学校での教師としての勤務を円滑に行えるよう、必要に応じ例えば初任者に対する指導、育成に際し、授業観察を通じた実践的な指導等を充実するなど、初任者研修を含めた研修の在り方について十分配慮していただきたいこと。

(5) 引き続き教育実習を実施する場合の留意事項

- ① 受入先の学校において教育実習を実施する場合の留意事項については、令和2年4月3日の通知（令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について（通知））にて示しているところであり、また「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」が受入先の各学校に対し示されているところであるが、大学等においては学生に対し、教育実習に臨む場合には引き続き自己の感染症対策を徹底するよう促すとともに、受入先の各学校の取組についても十分に指導し、理解させた上で参加させていただきたいこと。
- ② 大学等は、受入先の学校の確保も含め、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任をもってその円滑な実施に努めなければならないとされており（教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第22条の5）、教育実習の実施方法や内容等の変更について、主体的に受入先の学校や教育委員会に連絡・相談していただきたいこと。また、学生が教育実習の科目の履修に不安を抱えていることも考え

られることから、学生に対し丁寧に説明していただきたいこと。

添付資料：

別添「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」（令和2年文部科学省
令第28号）

参考資料「令和2年度に実施が困難となった教育実習の代替措置について」

本件担当：

文部科学省 総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室免許係

電話：03-5253-4111(内線：3969)

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

○文部科学省令第二十八号

教育職員免許法（昭和二十四年法律百四十七号）第四条の二第二項及び別表第一備考第一号の規定に基づき、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第一条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

幼稚園教諭	教科及び教職に関する科目（教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）に限る。）	教科及び教職に関する科目（教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）を除く。）
小学校教諭	教科及び教職に関する科目（教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）に限る。）	教科及び教職に関する科目（教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）を除く。）
中学校教諭	教科及び教職に関する科目（教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）に限る。）	教科及び教職に関する科目（教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）を除く。）
高等学校教諭	教科及び教職に関する科目（教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）に限る。）	教科及び教職に関する科目（教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）を除く。）

改正後	改正前			
<p>附則</p> <p>42 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号) 附則第一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、認定課程を有する大学、免許法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関、免許法別表第一備考第一号の三及び第三号に規定する幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教員養成機関、免許法別表第二の二備考第二号に規定する栄養教諭の教員養成機関又は第六十四条第一項の表下欄に規定する特別支援学校の教員養成機関が、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、令和二年度にこの省令に規定する科目のうち第二欄に掲げる科目の授業の全部又は一部を実施できなかったことにより、免許法別表第一、別表第二若しくは別表第二の二の規定による普通免許状の授与又は免許法第四条の二第二項に規定する特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担任する教員の普通免許状の授与を受けようとする者が当該第二欄に掲げる科目の単位を修得することができないときは、当該第二欄に掲げる科目の単位については、この省令に規定する科目のうち第三欄に掲げる科目の単位をもつてあてることができる。</p> <table border="1" data-bbox="159 224 223 1097"> <tr> <td>第一欄</td> <td>第二欄</td> <td>第三欄</td> </tr> </table>	第一欄	第二欄	第三欄	<p>附則</p> <p>〔項を加える。〕</p>
第一欄	第二欄	第三欄		

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

目

	特別支援学校 教諭	特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習を除く。）		特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に限る。）	
養護教諭	養護及び教職に関する科目（教育実践に関する科目（養護実習に係る部分に限る。）に限る。）	養護及び教職に関する科目（教育実践に関する科目（養護実習に係る部分を除く。）を除く。）	栄養教諭	栄養に係る教育及び教職に関する科目（教育実践に関する科目（栄養教育実習に係る部分に限る。）に限る。）	栄養に係る教育及び教職に関する科目（教育実践に関する科目（栄養教育実習に係る部分を除く。）を除く。）
特別支援学校 自立教科教諭	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	特別支援教育の基礎理論に関する科目、視覚障害者に関する教育の領域に関する科目及び視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目			

			改正後	附則	<p>8 (新型コロナウイルス感染症に関する特例) 新型コロナウイルス感染症対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号) 附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、旧課程を有する大学、旧法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関、旧法第五条第一項の規定により文部科学大臣の指定を受けている養護教諭養成機関又は旧法別表第二の二備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関が、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、令和二年度にこの省令による改正前の教育職員免許法施行規則に規定する科目のうち第二欄に掲げる科目の授業の全部又は一部を実施できなかったことにより、旧法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者が当該第二欄に掲げる科目の単位を修得できないときは、当該第二欄に掲げる科目の単位については、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則に規定する科目のうち第三欄に掲げる科目の単位をもつてあてることができる。</p>
第一欄	第二欄	第三欄		附則	<p>「項を加える。」</p>

(教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

附 則

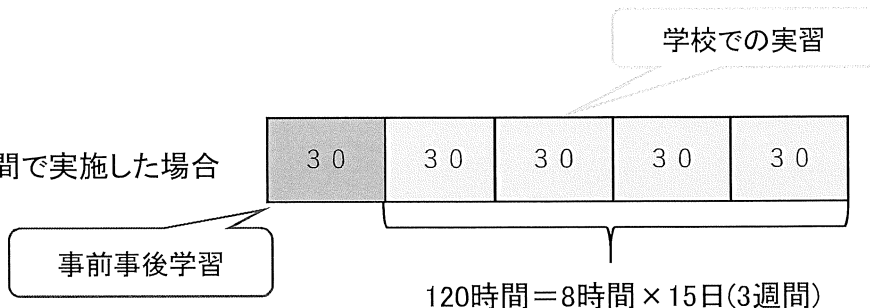
この省令は、公布の日から施行する。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	幼稚園教諭	教職に関する科目 (教育実習に限る。)	教科に関する科目
	小学校教諭	教職に関する科目 (教育実習に限る。)	教科に関する科目 教科又は教職に関する科目
	中学校教諭	教職に関する科目 (教育実習に限る。)	教科に関する科目 教科又は教職に関する科目
	高等学校教諭	教職に関する科目 (教育実習に限る。)	教科に関する科目 教科又は教職に関する科目
	養護教諭	教職に関する科目 (養護実習に限る。)	養護に関する科目 教職に関する科目(養護実習を除く。 養護又は教職に関する科目)
	栄養教諭	教職に関する科目 (栄養教育実習に限る。)	栄養に係る教育に関する科目 教職に関する科目(栄養教育実習を除く。)
			栄養に係る教育又は教職に関する科目

＜参考＞令和2年度に実施が困難となった教育実習の代替措置について
～小学校の教育実習（5単位）の例～

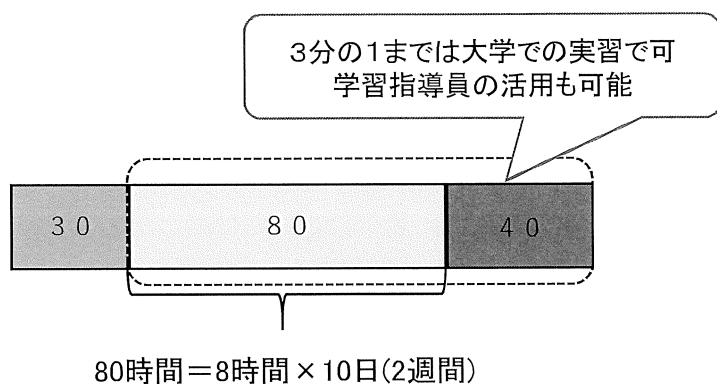
○現行制度

1単位の授業時間を30時間で実施した場合



○令和2年5月1日(通知)

令和2年度に限り、教育実習の科目の単位の3分の1までを大学での実習で代替可能とする



○令和2年8月11日(省令改正 & 通知)

(通知)

令和2年度に限り、教育実習の科目の単位の全部又は一部を大学での実習で代替可能とする

- ・教育実習に相当する教育効果を有すること
- ・学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような実習・演習等として実施すること

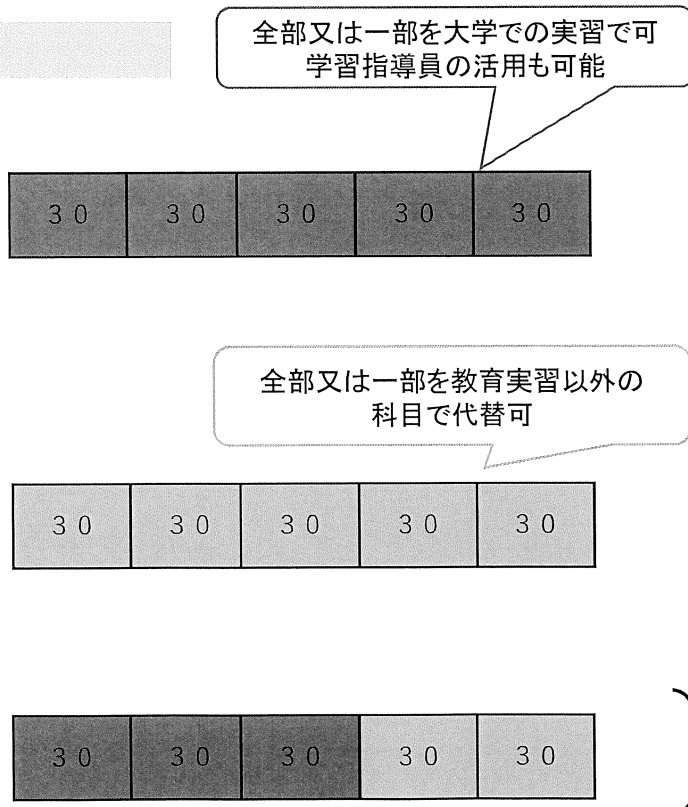
(省令改正)

教育実習の科目の単位の全部又は一部を教育実習以外の科目※で代替可能とする

※各教科の指導法や特別支援、教育課程の編成方法、生徒指導等の座学の科目

(通知及び省令改正)

これらを組み合わせることも可能



公文書受付	第 31 号
	2020年4月10日
	配布先 教務部

学長室
川越教務結果
車原事務結果
坂倉事務結果
赤羽台事務結果

元教教人第50号
令和2年3月31日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
各 文 部 科 学 省 独 立 行 政 法 人 の 長
各 文 部 科 学 省 国 立 研 究 開 発 法 人 の 長
免 許 状 更 新 講 習 の 開 設 者 の 指 定 を 受 け た 各 法 人 の 長

殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

柳 澤 好 治



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の
実施における留意事項及び実施方法の特例等について（通知）

この度公表された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（令和2年3月19日））においては、日本国内の感染の状況について、爆発的な感染拡大には進んでおらず、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大がみられるとした上で「諸外国の例をみても、今後、地域において、感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない」と分析されています。また、同提言において、市民と事業者の皆様に対し、3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集している、③近距离（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われる）が同時に重なった場における活動の自粛についてもお願いしているところです。

こうしたことから、各免許状更新講習開設者においては、講習の実施に当たっては、各地域の感染状況を十分踏まえながら、引き続き十分な警戒を行い、上記3つの条件が重なることのないよう、感染症対策に万全を期すようお願いします。

また、講習の実施に当たり万全な感染症対策が困難であると講習開設者が判断した場合、令和2年4月1日から令和2年6月30日までに実施する予定の対面式免許状更新講習について、別紙1のとおり特例として、変更届の提出によりインターネット等を活用した通信式免許状更新講習として実施することを認めることとします。なお、これに伴い、各講

習開設者において講習に係る著作権の処理業務が新たに発生する際は、各講習開設者において適切に処理いただくようお願いします。また、著作権処理にあたっては、学校等の休業等に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育におけるICTを活用した著作物の円滑な利用について」（令和2年3月4日付け文化庁著作権課事務連絡）（別添参照）が著作権等管理事業者及び関係団体に対し発出されているところですので、御参考とさせていただきます。

併せて、令和2年度に開催する通信教育・放送・インターネット等を活用した免許状更新講習のうち、令和2年4月1日から令和2年6月30日までに実施する予定の履修認定試験についても、特例として別紙2の実施方法により行うことも認めることとします。

なお、講習実施方法の変更や履修認定試験の実施方法を変更した場合は、各開設者のホームページにおいて周知に努めるとともに、既に受講申込みが行われている場合は、受講申込者に対し適切に連絡を行うようお願いします。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室更新係

TEL 03-5253-4111（内線3572）

e-mail menkyo@mext.go.jp

(別紙1)

対面式免許状更新講習の実施方法の変更に関する手続きの特例について

令和2年3月31日

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

1. 本特例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的とし、規定する。
2. 大学等において開講する対面式免許状更新講習のうち、令和2年4月1日から令和2年6月30日までに実施する予定の免許状更新講習については、令和2年度免許状更新講習の認定申請等について（令和元年10月25日付け元教教人第25号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）に記載のほか、次の方法により行うことも認めることとする。

（講習実施形態の変更）

対面式講習として認定を受けた講習について、別添に示す変更届を提出することにより、以下の例のようなインターネット等を活用した形態によって実施することを可能とすること（テキストのみの学習による実施形態への変更は不可）

○変更する実施形態の例

- ・インターネットによる受講者限定のWEB配信を用いた講習
- ・DVDやブルーレイ等の記録媒体に録画した動画を用いた講習

（変更の周知）

講習実施方法の変更を行った場合は、各開設者のホームページにおいて周知に努めるとともに、既に受講申込みが行われている場合は、当該申込者に対し適切に連絡を行うこと

3. 文部科学省における周知

上記2により変更を行った場合は、文部科学省ホームページで既に掲載している講習一覧において、変更があった講習の講習概要の文末に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、講習の実施方法を変更しています。詳細は本学（本教育委員会、本法人）のホームページを参照してください。」と一律に記載し、実施方法の変更があった旨を周知する。

(別紙1別添)

講習管理番号: K0000000-0
(様式第10号)

免許状更新講習開設変更届

文部科学大臣 殿

令和 年 月 日

〇〇大学 学長
〇〇 〇〇

この度、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、下記の免許状更新講習の講習実施形態等を変更したいので、届け出いたします。

記

開設講習名			
認定番号	認定回	領域	
開設者名			
氏名	Tel	Fax	
所属	E-mail		

〇変更理由

〇講習実施形態、試験の方法、試験の際の本人確認の方法の変更

変更内容	新	旧
講習実施形態		
試験の方法		
試験の際の本人確認の方法		

※「試験の方法」を変更する場合、免許状更新講習認定申請等システムの同項目においても、同様の内容を入力してください。

〇上記以外の変更の有無

有・無	
-----	--

※有の場合は、免許状更新講習認定申請等システムにおいて、該当の項目に関し入力してください。

記入例

(別紙1別添)

講習管理番号: K0000000-0

(様式第10号)

免許状更新講習開設変更届

文部科学大臣 殿

令和 年 月 日

〇〇大学 学長

〇〇 〇〇

この度、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、下記の免許状更新講習の講習実施形態等を変更したいので、届け出いたします。

記

開設講習名			
認定番号	認定回	領域	
開設者名			
氏名	Tel	Fax	
所属	E-mail		

○変更理由

文部科学省からの「新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の実施における留意事項及び実施方法の特例等について」(令和2年3月31日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知)において認められる次の方法により講習実施形態等を変更するため。

(講習実施形態)

対面式からWEB配信を活用した通信式へ講習の実施形態を変更。配信の際は閲覧パスワードを発行し、受講者しか閲覧できないようにする。閲覧パスワードは、本学から受講予定者に対し、メールにて送付するものとする。

(試験の方法)

講習開設者から受験者へ試験問題を郵送により送付し、受験者から講習開設者へ解答を郵送により返送する方法で試験を行う。

(試験の本人確認の方法)

受験者が登録した住所に、講習開設者が試験問題を郵送により送付するとともに、解答を受験者本人が自署により行う。

文部科学省：
インターネットによるWEB配信を活用した方式のほか、通信教育によるDVD等を活用し、動画を閲覧する方式も可

○講習実施形態、試験の方法、試験の際の本人確認の方法の変更

変更内容	新		旧	
講習実施形態	インターネット		対面式	
試験の方法	その他	郵送試験	筆記試験	
試験の際の本人確認の方法	その他	受験者が登録した住所に、講習開設者が試験問題を郵送により送付するとともに、解答を受験者本人が自署により行う。		

※「試験の方法」を変更する場合、免許状更新講習認定申請等システムの同項目においても、同様の内容を入力してください。

○上記以外の変更の有無

有・無 無

※有の場合は、免許状更新講習認定申請等システムにおいて、該当の項目に関し入力してください。

(別紙2)

通信式免許状更新講習における履修認定試験の実施に関する特例について

令和2年3月31日

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

1. 本特例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的とし、規定する。
2. 通信教育・放送・インターネット等を活用した通信型免許状更新講習のうち、令和2年4月1日から令和2年6月30日までに実施する予定の免許状更新講習履修認定試験については、令和2年度免許状更新講習の認定申請等について（令和元年10月25日付け元教教人第25号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）に記載のほか、次の方法により行うことも認めることとする。

（試験の方法）

講習開設者から受験者へ試験問題を郵送により送付し、受験者から講習開設者へ解答を郵送により返送する方法で試験を行うこと

（試験の際の本人確認の方法）

受験者が登録した住所に、講習開設者が試験問題を郵送により送付するとともに、解答を受験者本人が自署により行うこと

3. 上記2の方法により試験を行うこととした場合には、決定後速やかに変更届を提出すること。

(別添)

事務連絡
令和2年3月4日

著作権等管理事業者及び関係団体 御中

文化庁著作権課

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育におけるICTを活用した
著作物の円滑な利用について

この度、文部科学省では「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について(通知)」(令和2年2月28日)において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休業の要請を行ったところです。

各教育機関においては、この度の休業等に伴い、ICTを活用した遠隔指導や自習など様々な活動の実施により、著作権が及ぶ著作物の利用(現行法上の権利制限規定の対象とならない公衆送信など)を行う場合も想定されます。

平成30年の著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」は、改正法の公布日から3年を超えない日(令和3年5月24日)までに開始されることとなっており、現時点では開始されていないため、教育機関において公衆送信を行う場合には、原則として、現行法に基づき権利者の許諾を要することとなりますが、貴事業者・団体におかれては、今回の事態の緊急性・重要性に鑑み、教育機関における円滑な著作物利用のため、格別の御配慮を頂くようお願いいたします。

【本件担当】

文化庁 著作権課 著作物流通推進室

管理係 高橋

電話：03-6734-2847(直通)

Mail：ckanri@mext.go.jp

新型コロナウイルス感染症への対応のため、免許状更新講習の実施に当たって、①対面式講習について通信式講習として実施することの手続きの特例、②通信式講習の履修認定試験について郵送により実施することを認める特例の期間の延長等の通知です。

公文書受付	第 97 号
	2020 年 5 月 20 日
	配布先 教務部

学長室
川越大学課
真澄事務課
板倉事務課
赤羽台事務課

2 教教人第 9 号
令和 2 年 4 月 28 日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長 殿
各 文 部 科 学 省 独 立 行 政 法 人 の 長
各 文 部 科 学 省 国 立 研 究 開 発 法 人 の 長
免 許 状 更 新 講 習 の 開 設 者 の 指 定 を 受 け た 各 法 人 の 長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

柳 澤 好 治

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の
実施方法の特例等の延長及び拡充について (通知)

免許状更新講習の実施方法の特例等については、「新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の実施における留意事項及び実施方法の特例等について (通知)」(令和 2 年 3 月 31 日付け元教教人第 50 号)で示しているところですが、その後、緊急事態措置の対象が全国に広がったことなど新型コロナウイルス感染症に係る現下の状況に鑑み、令和 2 年 6 月 30 日までに更新講習の認定申請を行ったものについては、令和 3 年 3 月 31 日までの特例の適用を認めることとします。併せて、履修認定試験の実施に関する特例を拡充することとします。(詳細は別紙 1 及び別紙 2 参照)

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室更新係

TEL 03-5253-4111 (内線3572)

e-mail menkyo@mext.go.jp

(別紙1)

対面式免許状更新講習の実施方法の変更に関する手続きの特例について

令和2年3月31日

令和2年4月28日一部改正

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

1. 本特例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的とし、規定する。
2. 大学等において開講する対面式免許状更新講習のうち、令和2年6月30日までに更新講習の認定申請を行った免許状更新講習については、令和2年度免許状更新講習の認定申請等について（令和元年10月25日付け元教教人第25号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）に記載のほか、令和3年3月31日までの間、次の方法により行うことも認めることとする。

（講習実施形態の変更）

対面式講習として認定を受けた講習について、別添に示す変更届を提出することにより、以下の例のようなインターネット等を活用した形態によって実施することを可能とすること（テキストのみの学習による実施形態への変更は不可）

○変更する実施形態の例

- ・インターネットによる受講者限定のWEB配信を用いた講習
- ・テレビ会議システムを用いた同時双方向型の遠隔授業による講習
- ・DVDやブルーレイ等の記録媒体に録画した動画を用いた講習

（変更の周知）

講習実施方法の変更を行った場合は、各開設者のホームページにおいて周知に努めるとともに、既に受講申込みが行われている場合は、当該申込者に対し適切に連絡を行うこと

3. 文部科学省における周知

上記2により変更を行った場合は、文部科学省ホームページで既に掲載している講習一覧において、変更があった講習の講習概要の文末に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、講習の実施方法を変更しています。詳細は本学（本教育委員会、本法人）のホームページを参照してください。」と一律に記載し、実施方法の変更があった旨を周知する。

更新講習 令和2年4月28日

新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の実施方法の特例等の延長及び拡充について（通知）

(別紙1別添)

講習管理番号: K0000000-0

(様式第10号)

免許状更新講習開設変更届

文部科学大臣 殿

令和 年 月 日

〇〇大学 学長

〇〇 〇〇

この度、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、下記の免許状更新講習の講習実施形態等を変更したいので、届け出いたします。

記

開設講習名					
認定番号		認定回		領域	
開設者名					
氏名		Tel		Fax	
所属				E-mail	

○変更理由

--

○講習実施形態、試験の方法、試験の際の本人確認の方法の変更

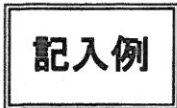
変更内容	新	旧
講習実施形態		
試験の方法		
試験の際の本人確認の方法		

※「試験の方法」を変更する場合、免許状更新講習認定申請等システムの同項目においても、同様の内容を入力してください。

○上記以外の変更の有無

有・無	<input type="checkbox"/>
-----	--------------------------

※有の場合は、免許状更新講習認定申請等システムにおいて、該当の項目に関し入力してください。



講習管理番号: K0000000-0
(様式第10号)

免許状更新講習開設変更届

文部科学大臣 殿

令和 年 月 日

〇〇大学 学長
〇〇 〇〇

この度、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、下記の免許状更新講習の講習実施形態等を変更したいので、届け出いたします。

記

開設講習名			
認定番号	認定回	領域	
開設者名			
氏名	Tel	Fax	
所属	E-mail		

○変更理由

文部科学省からの「新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の実施における留意事項及び実施方法の特例等について」(令和2年3月31日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知)において認められる次の方法により講習実施形態等を変更するため。
(講習実施形態)
対面式からWEB配信を活用した通信式へ講習の実施形態を変更。配信の際は閲覧パスワードを発行し、受講者しか閲覧できないようにする。閲覧パスワードは、本学から受講予定者に対し、メールにて送付するものとする。
(試験の方法)
講習開設者から受験者へ試験問題を郵送により送付し、受験者から講習開設者へ解答を郵送により返送する方法で試験を行う。
(試験の本人確認の方法)
受験者が登録した住所に、講習開設者が試験問題を郵送により送付するとともに、解答を受験者本人が自署により行う。

○講習実施形態、試験の方法、試験の際の本人確認の方法の変更

変更内容	新		旧
講習実施形態	インターネット		対面式
試験の方法	その他	郵送試験	筆記試験
試験の際の本人確認の方法	その他	受験者が登録した住所に、講習開設者が試験問題を郵送により送付するとともに、解答を受験者本人が自署により行う。	

※「試験の方法」を変更する場合、免許状更新講習認定申請等システムの同項目においても、同様の内容を入力してください。

○上記以外の変更の有無

有・無	無
-----	---

文部科学省：
インターネットによるWEB配信を活用とした方式のほか、テレビ会議システムを用いた同時双方向型の遠隔授業による講習や通信教育によるDVD等を活用し、動画を閲覧する方式も可

※有の場合は、免許状更新講習認定申請等システムにおいて、該当の項目に関し入力してください。

(別紙2)

通信式免許状更新講習における履修認定試験の実施に関する特例について

令和2年3月31日

令和2年4月28日一部改正

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

1. 本特例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的とし、規定する。
2. 通信教育・放送・インターネット等を活用した通信式免許状更新講習のうち、令和2年6月30日までに更新講習の認定申請を行った免許状更新講習の履修認定試験については、令和2年度免許状更新講習の認定申請等について（令和元年10月25日付け元教教人第25号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）に記載のほか、令和3年3月31日までの間、次の方法により行うことも認めることとする。

(試験の方法)

講習開設者から受験者へ試験問題を郵送により送付し、受験者から講習開設者へ解答を郵送により返送する方法で試験を行うこと

なお、試験問題の送付に当たっては、講習開設者のホームページに受験者のみが閲覧できるページを作成し試験問題を掲載するなど、受験者のみが試験問題を入手できる方法についても認めること

(試験の際の本人確認の方法)

受験者が登録した住所に、講習開設者が試験問題を郵送により送付するとともに、解答を受験者本人が自署により行うこと

なお、試験問題の入手方法に当たっては、講習開設者のホームページに受験者のみが閲覧できるページを作成し試験問題を掲載する方法についても認めること

3. 上記2の方法により試験を行うこととした場合には、決定後速やかに変更届を提出すること。

新型コロナウイルス感染症の影響により免許状更新講習の課程の修了が困難であるとして、教員免許状の有効期間の延長等を行っても差し支えないこと等、教員免許更新制に係る手続等の留意事項をまとめました。

2教教人第14号
令和2年6月5日

各都道府県教育委員会教員免許事務主管課長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

柳 澤 好 治

(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る
手続等の留意事項について（通知）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、教員免許更新制に係る手続等事務の取扱いについては、下記の事項にも十分に留意いただき、事務処理上遺漏のないよう願います。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の影響に関連した免許状更新講習の修了確認期限の延期又は教員免許状の有効期間の延長（以下「延期又は延長」という。）に係る取扱いについて

(1) 延期又は延長を行う場合の考え方について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動の実施に当たり、文部科学省としては、子供たちの学びを最大限に保障するため、地域の感染状況や児童生徒・教職員の負担を勘案しつつ、臨時休業期間中の登校日の設定、分散登校の実施、時間割編成の工夫、長期休業期間の短縮、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等の様々な工夫により、感染拡大防止対策を徹底した上で、学校における教育活動を充実していくことが必要であることを示してきた（「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」（令和2年5月15日付け文部科学省初等中等教育局長通知）等）。

こうした中で、例年免許状更新講習が数多く開講されている長期休業期間中を含め、感染拡大防止に配慮しつつ学校教育活動を進めていくこと等による教員の

業務量の増大や、免許状更新講習の開講中止が一部で生じていること等により、教員が免許状更新講習を受講しにくい状況が一定期間継続することが想定される。

一方、免許管理者である各都道府県教育委員会は、「免許管理者がやむを得ない事由として認める事由がある」ことにより、免許状更新講習の修了確認期限又は教員免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難である場合、教員免許状を有する者の申請期限（免許状更新講習の修了確認期限又は教員免許状の有効期間の満了の日の2か月前）までの申請により、「やむを得ない事由」がなくなった日から起算して2年2月を超えない範囲内で、延期又は延長を行うことが可能である（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の2第5項、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第4項、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）第61条の5、第61条の6、第61条の9、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「一部改正省令」という。）附則第7条～第9条）。

これらのことを踏まえ、各免許管理者におかれては、免許状更新講習を受講予定の現職教員について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学校教育活動の実施に伴う教員の業務量の増大等が、上記の「やむを得ない事由」に当たると解し、延期又は延長を行うこととしても差し支えないこと。この場合、あらかじめ「やむを得ない事由」がなくなった日を想定した上で、当該日から2年2ヶ月以内の範囲内で延期又は延長を行うことも差し支えないこと。延期又は延長を行った者に対しては、延期又は延長に係る証明書（施行規則第61条の10、一部改正省令附則第15条）を遺漏なく発行することとなること。

その上で、上記の新型コロナウイルス感染症に係る事由の認定に際しては、各都道府県における感染状況、臨時休業の期間、学校再開の状況及び対象となり得る現職教員の個別の希望等を踏まえつつ、適切に判断されたいこと。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学校教育活動の実施に伴う教員の業務量の増大等を「やむを得ない事由」と認定し、延期又は延長を行うこととした場合、当該事由がなくなった日（延期又は延長の起算日）についても、本来、各都道府県における感染状況、臨時休業の期間や学校再開の状況等を踏まえ、個別の教員ごとに各免許管理者において適切に判断されるべきものであるが、各免許管理者の判断の参考とするため、文部科学省として全国的な観点から、各免許管理者の事務も考慮した上で、当該日とすべきと考えられる日について、当面、令和3年1月31日を想定していること。この場合、各免許管理者におかれては、令和3年1月31日までは、対象となる現職教員について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学校教育活動の実施に伴う教員の業務量の増大等の「やむを得ない事由」が継続しているものと取り扱っても差し支えないこと。

各免許管理者におかれては、延期又は延長を行った者が免許状更新講習の受講

期間を十分に確保し、計画的に受講することが可能となるよう、延期又は延長の期間を例えば当該事由がなくなった日以降最長の2年2月とするなど、適切な配慮を講じられたいこと。

延期又は延長を行った場合、免許状更新講習の受講期間は、延期後の修了確認期限又は延長後の有効期間の満了の日にしたがって新たに定められ、延期前の修了確認期限又は延長前の有効期間の満了の日にしたがって定められた受講期間とは異なることとなるため、当該延期又は延長を行った者に対しては、新たな免許状更新講習の受講期間についても適切に案内されたいこと。この点については、延期又は延長を行った場合の免許状更新講習の受講期間のイメージを別添したので、適宜参照されたいこと。

(2) 延期又は延長の手続について

上記のとおり、現職教員が延期又は延長を行う場合、申請期限までに申請することが必要である。この申請期限までに申請がなされないことにより、延期又は延長が行われない場合、当該免許状は失効することとなる。このため、例えば、対象となる現職教員の延期又は延長に係る申請が相当な時間的余裕をもって行われるよう促すなど、当該教員に不利益が生じないよう、適切な配慮を講じることに努められたいこと。

なお、本人が自ら延期又は延長に係る申請を行うことが困難な場合のほか、申請の件数が多数に上ると想定されるなど、申請を取りまとめて行うことが事務実施上の便宜に資することが見込まれる場合には、学校長（園長）、市町村教育委員会又は任命権者としての都道府県教育委員会等からの代理申請により、延期又は延長の手続を行うことも可能であること。

2. 延期又は延長を行った教員が既に履修認定を受けた免許状更新講習の課程の一部の取扱いについて

1. に示した内容により、延期又は延長を行った教員が、延期後の修了確認期限又は延長後の免許状更新講習の修了期間より前に、既に免許状更新講習の課程を一部受講し、履修認定を受けている場合も想定される。

文部科学省においては、既に履修認定を受けたこれらの免許状更新講習の課程の一部についても、延期後の修了確認期限内又は延長後の免許状更新講習の修了期間内に履修認定を受けた講習として有効なものを取り扱うことを認める特例について、別途法令上の措置を講じる予定であること。

なお、法令上の措置が講じられるまでに、新型コロナウイルス感染症の影響を理由に延期又は延長を行った現職教員についても、当該措置の対象とすることを現時点では想定していること。

3. 延期又は延長を行わない場合の教員免許更新の手続等について

現職教員の本人の希望によっては、1. の内容によらず、延期又は延長を行わずに、予定の期日までに免許状更新講習の修了確認又は有効期間の更新を行うことが当然に可能であること。

これに関連して、今年度に免許状更新講習を受講することを予定している教員に対しては、「新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の実施における留意事項及び実施方法の特例等について（通知）」（令和2年3月31日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）及び「新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の実施方法の特例等の延長及び拡充について（通知）」（令和2年4月28日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）により、免許状更新講習開設者に、講習の実施に当たって感染症対策の徹底を求めていることを周知したり、特例を適用した通信式による免許状更新講習を案内したりするなど、適切な情報提供等に努めていただきたいこと。

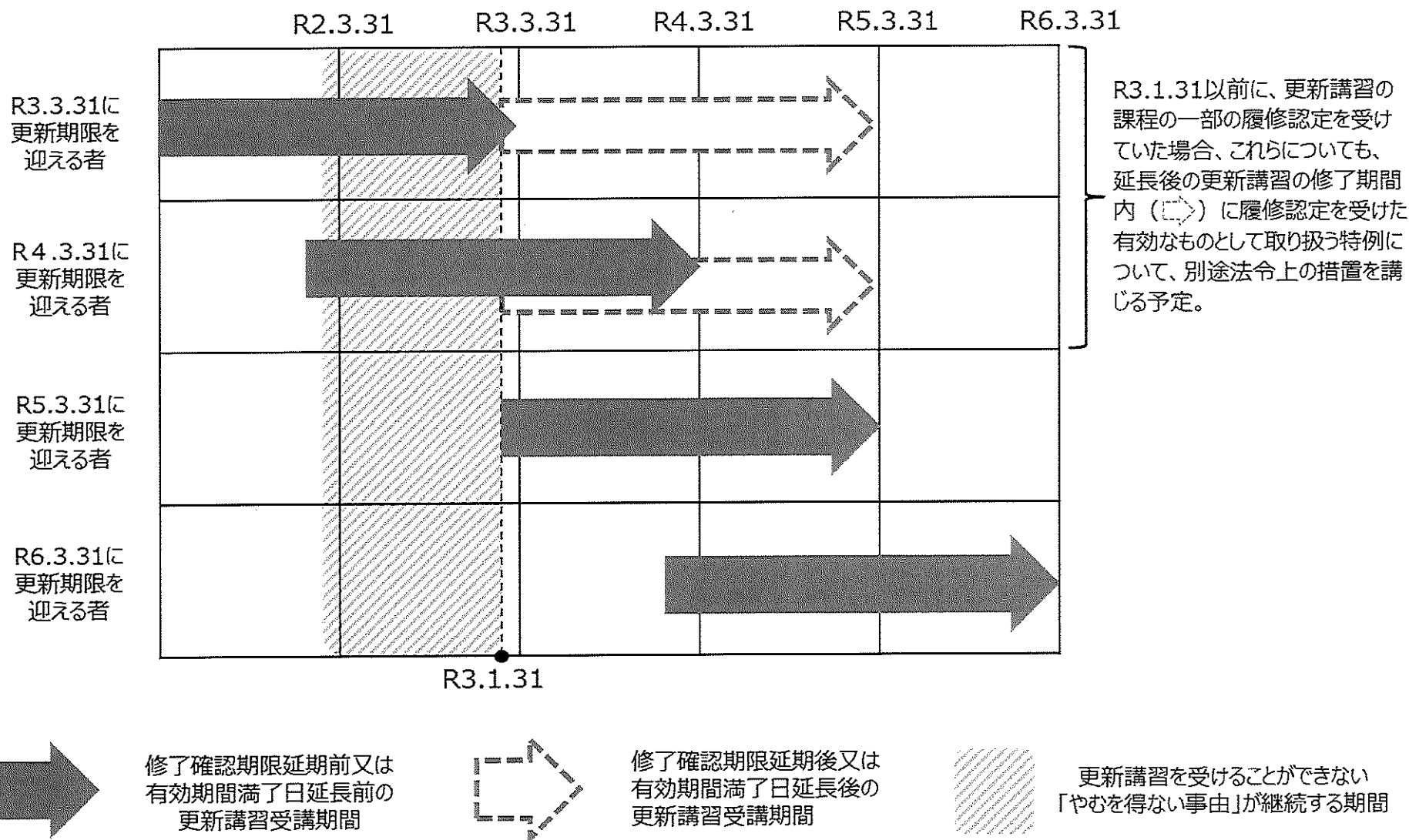
【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課教員免許企画室更新係
TEL：03-5253-4111（内線3572）
E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

教員免許状の有効期間の延長等の後の更新講習の受講期間の変更に係るイメージ図

別添

※更新講習の課程の修了が困難である「やむを得ない事由」がなくなった日をR3.1.31として、同日から2年2月、教員免許状の有効期間満了日の延長等を行う場合の例



事務連絡
令和2年6月10日

各都道府県教育委員会教員免許事務主管課 御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る
手続等の留意事項について（通知）」の一部訂正について

先般、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について（通知）」（令和2年6月5日付け2教教人第14号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）が発出されたところですが、本通知の内容の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。

記

訂正箇所	誤	正
1. (1)	・・・当該日とすべきと考えられる日について、当面、 <u>令和3年1月31日</u> を想定していること。この場合、各免許管理者におかれては、令和3年1月31日までは、・・・	・・・当該日とすべきと考えられる日について、当面、 <u>令和3年2月1日</u> を想定していること。この場合、各免許管理者におかれては、令和3年1月31日までは、・・・
別添	(点線枠内) 「やむを得ない事由」がなくなった日を <u>R3.1.31</u> として、 (図下部) <u>R3.1.31</u>	(点線枠内) 「やむを得ない事由」がなくなった日を <u>R3.2.1</u> として、 (図下部) <u>R3.2.1</u>

(訂正の理由)

本通知では、各都道府県教育委員会において、新型コロナウイルス感染症の影響により免許状更新講習の課程の修了が困難であるとして教員免許状の有効期間の延長等を行うに当たり、その期間を「やむを得ない事由」がなくなった日から最長の2年2月と定めた場合、通常、教員免許状の有効期間の満了日等とされている3月31日に揃うことを念頭に置いていたところです。

こうした考え方にに基づき、当初、文部科学省として「やむを得ない事由」がなくなっ

た日とすべきと考えられる日について、「令和3年1月31日」を想定していたところですが、有効期間の延長等は、「やむを得ない事由」がなくなった日から起算することとされており（教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第61条の6）、仮に「令和3年1月31日」を「やむを得ない事由」がなくなった日として、2年2月の有効期間の延長を行うと、延長後の有効期間の満了日等は「令和5年3月30日」となってしまいうため、上記の意図を達する観点から、今回、「やむを得ない事由」がなくなった日とすべきと考えられる日について、「令和3年2月1日」を想定していることと訂正するものです。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課教員免許企画室更新係
TEL：03-5253-4111（内線 3572）
E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

事務連絡
令和2年4月17日

教職課程を置く国公立大学担当課
教職課程を置く指定教員養成機関担当課
各都道府県・指定都市教育委員会免許事務主管課
各都道府県私立学校主管部課 御中
附属学校を置く国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関する Q&A の送付について
(4月17日時点)

令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関連して「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について」(令和2年4月3日付け2教教人第1号教育人材政策課長通知)、「令和2年度における介護等体験の実施に当たっての留意事項について」(令和2年4月3日付け2教教人第2号教育人材政策課長通知)を送付したところです。

この度、上記の通知への御質問等も踏まえて、令和2年度における教職課程等の実施に向けた検討に資するよう、別紙のとおり Q&A を作成しましたのでお送りいたします。

なお、別紙の Q&A については、令和2年4月17日時点のものであり、今後の状況に鑑み更新の可能性もあり得る旨、申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校(大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

(本件担当)

総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室
教職課程認定係
TEL 03-5253-4111 (内線 2451)
E-mail kyo-men@mext.go.jp

令和2年度における大学・専門学校等の教職課程の実施に関するQ&A (令和2年4月17日時点)

I. 教育実習・介護等体験について

問1 令和2年度の教育実習の実施は、秋以降でなければならないのか。

(答)

- 教育実習については「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について」(令和2年4月3日付け2教教人第1号教育人材政策課長通知)(以下「教育実習通知」という。)の記1(1)において「例年、春から夏に実施しているものについても、臨時休業明けは特に例年に比べて学校の業務負担が大きくなることも想定されているため、教育委員会等と協議の上、必要に応じて実施時期を秋以降とすることも検討していただきたいこと。」としていることから、必ず秋以降に実施しなければならないということではなく、必要に応じて秋以降とすることも検討していただきたいということです。
- なお、介護等体験についても同様に「令和2年度における介護等体験の実施に当たっての留意事項について」(令和2年4月3日付け2教教人第1号教育人材政策課長通知)において、必要に応じて秋以降とすることも検討していただきたいとしています。

問2 教育実習通知の記1(4)「大学・専門学校等における事前・事後指導等で履修すべき内容と小学校等での教育実習で履修すべき内容や活動の在り方を見直すこと」の考え方について、例えば、4単位分の教育実習に関して、1単位当たり30時間の授業時間とした場合、合計120時間必要となるが、そのうち100時間を小学校等での教育実習、20時間分を大学内での事前・事後指導等で代替することは可能か。

(答)

- 教育実習通知の記1(4)については、大学設置基準に定める1単位当たりの授業時間数の範囲内であることを前提としています。
- 例えば、当初1単位当たり40時間で計画していたところ30時間に計画変更を行うと、授業時間としては1単位当たり10時間分が減少します。このことによって大学として当初の計画段階で予定していた実習内容が小学校等での教育実習で十分に実施できないことから、そのような場合に、教育実習において履修すべき内容を1単位当たり30時間の実習時間に合せて見直すことや、事前・事後指導等にその内容の一部を補う内容を取り扱うよう授業内容を変更して実施するようなことを想定して

います。

- なお、教育実習の実施に当たっては、教育実習通知の記1（2）により、大学設置基準等に定める1単位当たりの時間数の範囲内で実習期間を短縮することも可能とされていますが、大学設置基準等に定める1単位当たりの時間数を下回ることを可能とするものではありませんので御留意願います。

問3 教育実習通知の記4（1）「実習中の状況により、十分に実施できなかった内容があった場合には、大学・専門学校等は事後指導等において、補充的な内容の授業等を行っていただきたいこと」の考え方について、例えば、4単位分の教育実習に関して、1単位当たり30時間の授業時間とした場合、合計120時間必要となるが、途中で実習を中止せざるを得なくなった場合、既に100時間分の教育実習を行っていれば、残りの20時間分については大学内での事後指導等において補充的な内容を行うことで代替することが可能ということか。

（答）

- 教育実習通知の記4（1）については、大学設置基準に定める1単位当たりの授業時間数の範囲内であることを前提としています。
- 4単位分の教育実習についていえば、当初予定していた120時間分の実習は行ったが、学校の状況等により、例えば、教科指導の実践が十分に実施できなかった場合に、教育実習終了後、大学内での事後指導等で補充的な内容を取り扱うようなことを想定しています。
- 問にあるような120時間のうち実施できなかった20時間分については、小学校等における教育実習として実施することが必要となります。

問4 例年、春から夏までに実施していた教育実習について、秋以降の実施とした場合、中学校等では定期試験の期間も活用しなければ教育実習生の受け入れは困難と考える。この場合、教師の補助的な役割が教育実習の主な学修内容となるが、教育実習として内容を満たしたことになるか。

（答）

- 教育実習通知の記1.（3）においては、大学・専門学校等は、「教育実習の内容、方法等について、受け入れ先の小学校等と相談しつつ弾力的に検討していただきたいこと」としており、教育実習の受け入れ期間を、中学校等の定期試験の期間とし、主な学修内容については教師の補助的な役割とすることについては、今年度はやむを得ないものと考えています。
- この場合、大学・専門学校等においては、教育実習通知の記1.（4）により、教職

課程コアカリキュラムも踏まえて、教育実習中には十分学習できない内容については、事前・事後指導等で学習できるよう当初の計画を見直しておくことが重要です。

問5 現状、教育実習の初日に教育実習の意義や心得、学生が留意すべき点などについて、小学校等の教師が説明している。これについて、夏休みや土曜日、日曜日に実施することは可能か。

(答)

- 教育実習の意義や心得、学生が留意すべき点などについて小学校等の教師が説明することを、夏休みや土曜日、日曜日に教育実習の一部として実施することも考えられます。なお、その際、教師の負担が過重となっていないかに配慮することが求められます。
- また、小学校等の教師の週休日である土曜日や日曜日に、教育実習の一部を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振り替えを行うことが必要となります。

問6 現状、教育実習の初日に教育実習の意義や心得、学生が留意すべき点などについて、小学校等の教師が説明しており、6～8時間程度かかっている。
これについて、例えば、夏休みに教育委員会の会議室で、指導主事から学生に説明したり、教育委員会で作成したeラーニング教材を学生が大学又は自宅で学習したりすることにより、教育実習の授業時間にカウントすることができないか。

(答)

- 教育委員会の会議室等において、当該学校を所管する教育委員会の指導主事が学生に教育実習の意義等を説明する機会を教育実習の一部として実施することは、小学校等において実施している教育実習に相当する教育効果が担保できていると言えるのであれば、そのような機会を教育実習の授業時間にカウントすることは可能な場合もあると考えられます。
- 一方、教育委員会で作成したeラーニング教材を学生が大学又は自宅で学修することを教育実習の一部として実施することについては、単に授業外の予習・復習に相当するような教材を学生に読ませるといった形態に留まる場合は、小学校等において実施している教育実習に相当する教育効果を担保できているとは一般的には言い難いと考えられます。このため、例えば、前段の指導主事による学生への説明の機会と組み合わせ、当該説明の機会にeラーニング教材の目的やねらい、教材を読むに当たっての留意点や、必要な視点・観点などを示す、適切な質疑応答の機会が確保されることなどにより、教育実習中に小学校等の教師が説明しているものに相当する学修である必要があります。

問7 教育実習の事前及び事後指導を面接授業に代えて遠隔授業で行うことができるか。

(答)

- 教育実習の事前及び事後指導について、面接授業に代えて遠隔授業により行うことも可能な余地はあるものと考えられますが、事前及び事後指導の趣旨を踏まえ、遠隔授業で実施する場合であっても面接授業に相当する教育効果を担保することに留意する必要があります。

問8 事前及び事後指導に含まれない教育実習のオリエンテーションや介護等体験のオリエンテーションを対面での実施に代えて遠隔での実施により行うことができるか。

(答)

- 教育実習や介護等体験のオリエンテーションを対面での実施に代えて遠隔での実施を行うことも可能であると考えられます。
- なお、オリエンテーションを対面で実施している際に、一般的に学生に配布されている教育実習や介護等体験の受け入れ先の決定通知、その他必要な書類等は、遠隔で実施する場合には、郵送やメール、ホームページに掲載するなどにより配布することが考えられます。

Ⅱ. 教職実践演習について

問9 教育実習の実施時期を秋以降に変更した場合、「教職実践演習」の後期での実施が困難となることから、今年度は「教職実践演習」を夏までに実施してもよいか。

(答)

- 「教職実践演習」については教職課程の履修を通じて、教師として最小限必要な資質能力が身に付いたか最終的に確認することを目的とした科目であることから、「教職実践演習の実施に当たっての留意事項」(平成20年10月24日課程認定委員会決定) 2.において、履修時期は、原則として、4年次(短期大学の場合には2年次)の後期に実施することとされています。
- 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、「教職実践演習」を後期以外の時期に実施することもやむを得ない場合があるものと考えられますが、上記の科目の目的を損なうことのないよう授業の実施の方法を工夫する必要があります。

問10 「教職実践演習」について、いわゆる面接授業に代えて、遠隔授業で行うことは可能か。

(答)

- 「教職実践演習」について、面接授業に代えて遠隔授業を行うことも可能であると考えられますが、当該科目が演習として開設されている趣旨を踏まえ、遠隔授業で実施する場合であっても面接授業に相当する教育効果を担保することに留意することが必要です。

問11 通信教育の課程を置く大学で、現在、面接授業で実施している「教職実践演習」について、印刷教材等による授業により実施することは可能か。

(答)

- 「教職実践演習」について、印刷教材等による授業により実施すること自体が禁止されているわけではありませんが、「教職実践演習の実施に当たっての留意事項」(平成20年10月24日課程認定委員会決定)において、授業の方法は演習を中心とし、ロールプレイング、事例研究、フィールドワーク、模擬授業等を積極的に取り入れることが望ましいとしており、「教職実践演習」を印刷教材等による授業により実施するに当たっては、これらの趣旨を満たすよう相当の工夫が必要であり、一般的には困難であると考えられることから、メディアを利用して行う授業等の利用などを想定する必要があると考えられます。

Ⅲ. いわゆる実技系科目について

問12 中学校(保健体育)の教科に関する専門的事項の体育実技、中学校(理科)の教科に関する専門的事項の物理学実験、中学校(技術)の教科に関する専門的事項の機械(実習を含む。)などのいわゆる実技系の科目について、面接授業に代えて遠隔授業で行うことができるか。

(答)

- いずれの科目についても、面接授業に代えて遠隔授業を行うことも可能な余地はあるものと考えられますが、実技等の当該科目の開設方法を踏まえ、遠隔授業で実施する場合であっても単なる講義になってしまうなど実技等としての性格を損なうことは認められないこと、面接授業に相当する教育効果を担保することに留意することが必要です。

問 13 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目のうち「体育」については実技が含まれるが、面接授業に代えて遠隔授業を行うことができるか。

(答)

- 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目「体育」について、面接授業に代えて遠隔授業を行うことも可能な余地はあるものと考えられますが、実技等の当該科目の開設方法を踏まえ、遠隔授業で実施する場合であっても単なる講義になってしまうなど実技としての性格を損なうことは認められないこと、面接授業に相当する教育効果を担保することに留意することが必要です。

問 14 養護教諭の養護に関する科目のうち看護学に含める臨床実習については、看護師の資格取得のための病院等での実習科目と兼ねたものを開設している。厚労省等の事務連絡に基づき看護師の資格取得のための病院等での実習科目について演習又は学内実習等で代えた場合に、養護教諭の臨床実習についても代えることが可能か。

(答)

- 看護師等の医療関係職種の資格については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和 2 年 2 月 28 日付け事務連絡 文部科学省・厚生労働省各関係部局）（以下「事務連絡」という。）の記 1（3）において、新型コロナウイルス感染症の影響により、病院等の実習施設等の代替が困難である場合には「実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えない。」こととされています。
- 事務連絡を踏まえると、養護教諭の臨床実習と看護師の実習科目を兼ねた授業科目について、看護師の実習科目として事務連絡に基づき演習又は学内実習等での実施に代えた場合には、あわせて養護教諭の臨床実習についても演習又は学内実習等に代えられることは今年度についてはやむを得ないものと考えています。ただし、こうして代えられた場合であっても、変更前の病院等における臨床実習に相当する教育効果を担保することが必要です。
- なお、看護師の実習科目を兼ねていない養護教諭の臨床実習に関する授業科目であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、病院等の実習施設等の代替が困難である場合にも、上記の取扱との整合性を確保する観点から、病院等の施設等での実習に代えて、学内での実習等により行うことも今年度についてはやむを得ないものと考えており、この場合にも、変更前の病院等における臨床実習に相当する教育効果を担保することが必要です。

教職課程等の実施に関する Q&A（4月17日時点）を5月18日時点で更新しましたので、お知らせします。適切な教職課程等の実施のため、御一読くださいますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年5月18日

教職課程を置く各国公私立大学担当課
教職課程を置く各指定教員養成機関担当課
各都道府県・指定都市教育委員会免許事務主管課
各都道府県私立学校主管部課 御中
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関する Q&A の送付について
(5月18日時点)

令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関連して「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について」（令和2年4月3日付け2教教人第1号教育人材政策課長通知）、「令和2年度における介護等体験の実施に当たっての留意事項について」（令和2年4月3日付け2教教人第2号教育人材政策課長通知）を送付し、4月17日付けで教職課程等の実施に関する Q&A を示したところです。

この Q&A について、その後に発出した「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について」（令和2年5月1日付け2教教人第5号教育人材政策課長通知）や4月17日以降の御質問等も踏まえて、令和2年度における教職課程等の実施に向けた検討に資するよう、別紙のとおり更新しました。

なお、別紙の Q&A については、令和2年5月18日時点のものであり、今後の状況に鑑み更新の可能性もあり得る旨、申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

（本件担当）

総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室
教職課程認定係

TEL 03-5253-4111（内線2451）

E-mail kyo-men@mext.go.jp

令和2年度における大学・専門学校等の教職課程の実施に関するQ & A (令和2年5月18日時点)

I. 教育実習・介護等体験について

問1 令和2年度の教育実習の実施は、秋以降でなければならないのか。

(答)

- 教育実習については「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について」(令和2年4月3日付け2教教人第1号総合教育政策局教育人材政策課長通知)(以下「4月3日付け教育実習通知」という。)の記1(1)において「例年、春から夏に実施しているものについても、臨時休業明けは特に例年に比べて学校の業務負担が大きくなることも想定されているため、教育委員会等と協議の上、必要に応じて実施時期を秋以降とすることも検討していただきたいこと。」としていることから、必ず秋以降に実施しなければならないということではなく、必要に応じて秋以降とすることも検討していただきたいということです。

- なお、介護等体験についても同様に「令和2年度における介護等体験の実施に当たっての留意事項について」(令和2年4月3日付け2教教人第1号総合教育政策局教育人材政策課長通知)において、必要に応じて秋以降とすることも検討していただきたいとしています。

問2 例えば、4単位分の教育実習に関して、1単位当たり30時間の授業時間とした場合、合計120時間必要となるが、そのうち100時間を小学校等での教育実習、20時間分を大学・専門学校等における授業で代替することは可能か。【更新】

(答)

- 「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について」(令和2年5月1日付け2教教人第5号総合教育政策局教育人材政策課長通知)(以下「5月1日付け教育実習通知」という。)の記1において、令和2年度に限っては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、事前・事後指導を除く教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲を大学・専門学校等における授業により行うことを可能としています。ただし、この場合、各大学・専門学校等において、変更前の小学校等における教育実習に相当する教育効果を有すると認められることが必要であるとともに、教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で行う授業についても、教育実習の趣旨を満たすことができるよう、学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような実習・演習等として実施すること等に努めることが強く期待されます。

- なお、教育実習の科目の総授業時間数のうち3分の1を超えない範囲で行う大学・専門学校等における授業については、あくまでも教育実習の一部として行うことを可能とするものですので御留意ください。

問3 例えば、4単位分の教育実習に関して、1単位当たり30時間の授業時間とした場合、合計120時間必要となるが、途中で実習を中止せざるを得なくなった場合、既に100時間分の教育実習を行っていたら、残りの20時間分については大学・専門学校等における授業により補充的な内容を行うことで代替することが可能かどうか。【更新】

(答)

- 問2と同様、5月1日付け教育実習通知の記1において、令和2年度に限っては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、事前・事後指導を除く教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲を大学・専門学校等における授業により行うことを可能としていることから、御質問のように、4単位分の教育実習の総授業時間数120時間のうち、20時間分を大学・専門学校等における授業により行うことは可能です。(なお、御質問の例の場合、総授業時間数120時間のうち3分の1である40時間まで大学・専門学校等における授業により行うことが可能です。)

問4 5月1日付け教育実習通知の記1と記2に関して、例えば、4単位の教育実習について、1単位当たりの授業時間数を30時間とした場合、総授業時間数は120時間となる。このうち、大学・専門学校等での授業として40時間、学習支援等のために配置される人材等としての活動として40時間実施し、小学校等における教育実習としては40時間の実施で可能となるのか。【追加】

(答)

- 5月1日付け教育実習通知の記1に定める「教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で行う授業」については「大学・専門学校等における授業」により行うことが可能としています。御質問の例では、教育実習の120時間の3分の1となる40時間まで「大学・専門学校等における授業」で行うことが可能となります。
- また、同通知の記2に定める「学習支援等のために配置される人材等としての活動」について「教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で行う授業」に位置付けることが可能としています。これについても、教育実習の120時間の3分の1となる40時間まで「学習支援等のために配置される人材等としての活動」で行うことが可能となります。

- ただし、同通知においては「大学・専門学校等における授業」と「学習支援等のために配置される人材等としての活動」のいずれか又は合せて「教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で行う授業」とすることを可能とするものです。御質問の例では、「大学・専門学校等における授業」と「学習支援等ために配置される人材等の活動」のいずれか又は合せて40時間の実施が可能となり、小学校等における教育実習としては80時間以上必要となります。

※ 教育実習の単位数に学校体験活動の単位数を含める場合は問5を参照してください。

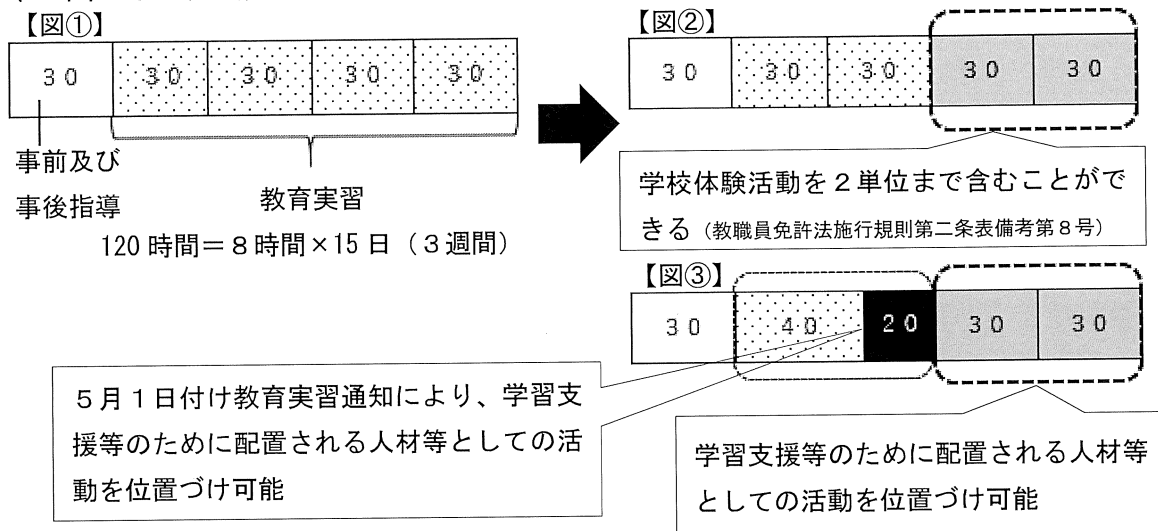
問5 5月1日付け教育実習通知の記2に定める学習支援等のために配置される人材等としての活動を最大限活用した場合、教育実習としてはどの程度期間の短縮が可能か。【追加】

(答)

- 5月1日付け教育実習通知の記2においては、「学習支援等のために配置される人材等としての活動」について、授業の目的と密接に関わる場合は、「学校体験活動」、「教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で行う授業」として位置付けることを可能としています。
- 学校体験活動については、教育職員免許法施行規則第2条表備考第8号等において、2単位まで（高校、特別支援学校、養護教諭の場合は1単位まで。栄養教諭は除く。）、教育実習の単位数に含めることが可能となっています。なお、学校体験活動については、課程認定を受けた科目として開設することが必要であり、今後、学校体験活動に関する科目を開設する場合には、事前に教職課程の変更届を文部科学省に提出することが必要です。
- 例えば、事前・事後指導1単位を除く4単位の教育実習について、1単位当たりの授業時間数を30時間とした場合、総授業時間数としては120時間となり、その実施期間としては3週間程度となります（図①）。
- これに学校体験活動を2単位含める場合、教育実習としては60時間となり、その実施期間としては1.5週間程度となります（図②）。
学校体験活動2単位の60時間については、5月1日付け教育実習通知の記2により「学習支援等のために配置される人材等としての活動」を位置付けることが可能です。
- さらに、この教育実習60時間のうち3分の1である20時間については、同通知の記2により「学習支援等のために配置される人材等としての活動」を位置付けること

が可能であり、その結果、教育実習としては40時間となり、その実施期間としては1週間程度となります(図③)。

【例】 小学校教諭一種免許状の教育実習(5単位)
(1単位当たりの授業時間数を30時間とした場合)



問6 「教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で行う授業」に学内で実施する演習科目を充てることができるか。

例えば、1単位当たりの授業時間数を30時間とした4単位の教育実習の科目は、総授業時間数が120時間となり、この3分の1は40時間となる。この40時間の授業として、1単位当たりの授業時間数を15時間とする演習科目を充てる場合、1単位当たりの授業時間数が教育実習の科目と比べて2分の1(15時間/30時間)であることから、40時間の2分の1の20時間を演習科目で実施することとなるのか。【追加】

(答)

- 5月1日付け教育実習通知の記1に示す「教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で行う授業」については、他の科目を充てることを可能とするものではなく、小学校等における実習の実施に代えて、大学・専門学校等における授業により実施することを可能とするものであり、あくまでも教育実習の科目の一部として実施するものです。
- 御質問の例では、「教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で行う授業」の40時間を、教育実習の科目の一部として大学・専門学校等における授業により実施することが可能となるものです。

- なお、「教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で行う授業」についても、教育実習の趣旨を満たすことができるよう、例えば、授業の形態としては、学校教育の実際を体験的・総合的に理解できるような実習・演習等として実施することなどに努めることが強く期待されます。

問7 「教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で行う授業」について、教育実習を3年次と4年次に分割して実施している場合、令和元年度に実施済みの教育実習の授業時間数も総授業時間数に含めることは可能か。

例えば、合計4単位の教育実習について、3年次に2単位、4年次に2単位実施する。1単位当たりの授業時間数を30時間とすると、合計4単位の教育実習は総授業時間数が120時間となり、この3分の1は40時間となる。令和元年度の3年次に60時間（2単位）実施済であることから、令和2年度の4年次は20時間を小学校等における実習を行うことでよいか。【追加】

(答)

- 5月1日付け教育実習通知のとおり、「教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で行う授業」の取り扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した令和2年度に限った特例措置です。
- そのため、「教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で行う授業」の算定に当たって、令和元年度に実施済みの教育実習の授業時間数を総授業時間数に含めることはできません。御質問の例では、令和2年度4年次に実施する教育実習の2単位60時間の3分の1の20時間までを大学・専門学校等における授業、40時間を小学校等における実習により行うことが可能です。

問8 5月1日付け教育実習通知の「教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で行う授業」の特例を適用した教育実習の単位についても、他校種免許状の授与を受ける際の教育実習の単位として流用することは可能か。

例えば、小学校教諭免許状の授与を受ける際の教育実習の単位のうち3単位までは、教育職員免許法施行規則第2条表備考第11号を適用することにより、中学校教諭免許状の授与を受ける際の教育実習の単位にあてることができる。小学校教諭免許状の授与を受ける際の教育実習を令和2年度に特例を適用して実施した場合、中学校教諭免許状の授与を受けるのが令和2年度でなければ教育実習の単位をあてることができないのか。それとも、小学校教諭免許状の授与を受ける際の教育実習（特例適用）を令和2年度に実施していれば、中学校教諭免許状の授与を受けるのが令和3年度以降であっても、教育実習の単位をあてることができるのか。【追加】

(答)

- 御質問の場合、小学校教諭免許状の授与を受ける際の教育実習を令和2年度に実施していれば、中学校教諭免許状の授与を受けるのが令和3年度以降であっても、教育実習の単位をあてることができます。

問9 例年、春から夏までに実施していた教育実習について、秋以降の実施とした場合、中学校等では定期試験の期間も活用しなければ教育実習生の受け入れは困難と考える。この場合、教師の補助的な役割が教育実習の主な学修内容となるが、教育実習として内容を満たしたことになるか。

(答)

- 4月3日付け教育実習通知の記1.(3)においては、大学・専門学校等は、「教育実習の内容、方法等について、受け入れ先の小学校等と相談しつつ弾力的に検討していただきたいこと」としており、教育実習の受け入れ期間を、中学校等の定期試験の期間とし、主な学修内容については教師の補助的な役割とすることについては、今年度はやむを得ないものと考えています。
- この場合、大学・専門学校等においては、4月3日付け教育実習通知の記1.(4)により、教職課程コアカリキュラムも踏まえて、教育実習中には十分学習できない内容については、事前・事後指導等で学習できるよう当初の計画を見直しておくことが重要です。

問10 現状、教育実習の初日に教育実習の意義や心得、学生が留意すべき点などについて、小学校等の教師が説明している。これについて、夏休みや土曜日、日曜日に実施することは可能か。

(答)

- 教育実習の意義や心得、学生が留意すべき点などについて小学校等の教師が説明することを、夏休みや土曜日、日曜日に教育実習の一部として実施することも考えられます。なお、その際、教師の負担が過重となっていないかに配慮することが求められます。
- また、小学校等の教師の週休日である土曜日や日曜日に、教育実習の一部を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振り替えを行うことが必要となります。

問 11 現状、教育実習の初日に教育実習の意義や心得、学生が留意すべき点などについて、小学校等の教師が説明しており、6～8時間程度かかっている。

これについて、例えば、夏休みに教育委員会の会議室で、指導主事から学生に説明したり、教育委員会で作成した e ラーニング教材を学生が大学又は自宅で学習したりすることにより、教育実習の授業時間にカウントすることができないか。

(答)

- 教育委員会の会議室等において、当該学校を所管する教育委員会の指導主事が学生に教育実習の意義等を説明する機会を教育実習の一部として実施することは、小学校等において実施している教育実習に相当する教育効果が担保できていると言えるのであれば、そのような機会を教育実習の授業時間にカウントすることは可能な場合もあると考えられます。

- 一方、教育委員会で作成した e ラーニング教材を学生が大学又は自宅で学修することを教育実習の一部として実施することについては、単に授業外の予習・復習に相当するような教材を学生に読ませるといった形態に留まる場合は、小学校等において実施している教育実習に相当する教育効果を担保できているとは一般的には言い難いと考えられます。このため、例えば、前段の指導主事による学生への説明の機会と組み合わせ、当該説明の機会に e ラーニング教材の目的やねらい、教材を読むに当たっての留意点や、必要な視点・観点などを示す、適切な質疑応答の機会が確保されることなどにより、教育実習中に小学校等の教師が説明しているものに相当する学修である必要があります。

問 12 小学校等の臨時休業期間中であっても、教師は出勤しており、日によっては児童生徒等も登校する日もある。このような時期に教育実習を実施することは可能か。【追加】

(答)

- 小学校等の臨時休業期間中であっても、例えば、児童生徒等と直接対面することを前提としない授業準備や遠隔授業の補助、児童生徒の家庭学習の支援などを教育実習の一部として実施することは、学校教育活動が再開された小学校等において実施している教育実習に相当する教育効果が担保できていると言えるのであれば、あり得るものと考えられます。

- また、小学校等の臨時休業期間中の児童生徒等の登校日は、最大限の感染拡大防止のための措置等が講じられていることを前提として設けられていることから、教育実習に参加する学生は、教職員と同様の感染症対策を行うことが求められます。

問 13 児童生徒等が登校しない臨時休業期間中の小学校等において、模擬授業を教育実習の一部として実施することは可能か。(例：小学校等の教師が生徒役の学生に授業を行ったり、学生が教師役となって生徒役の地域ボランティアに授業を行ったりして、学生は小学校等の教師から指導を受ける 等。)【追加】

(答)

- 臨時休業期間中の小学校等において、模擬授業を教育実習の一部として実施することはあり得るものと考えますが、学校教育活動が再開された小学校等において実施している教育実習に相当する教育効果を担保することに留意することが必要です。

問 14 小学校等の臨時休業期間中に、学生が大学において行った模擬授業を録画して、小学校等の教師にメール等により提出し、学生が双方向オンライン通信等の手段を活用しながら在宅により又は大学において小学校等の教師から指導を受けることについて、教育実習の一部として実施することは可能か。【追加】

(答)

- 学生が双方向オンライン通信や電話等の手段を活用しながら在宅により又は大学において小学校等の教師から模擬授業等についての指導を受けることについては、これを大学・専門学校等における授業の一環として実施する場合には、5月1日付け教育実習通知に示す「教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で行う授業」に位置付けることもあり得ると考えます。ただし、この場合、大学・専門学校等は小学校等と十分な連絡・連携を行い、小学校等にとって過度の負担とならないよう配慮するとともに、学生への指導や助言等、大学・専門学校等の教員による十分なサポートが行われることが必要です。

問 15 教育実習の事前及び事後指導を面接授業に代えて遠隔授業で行うことができるか。

(答)

- 教育実習の事前及び事後指導について、面接授業に代えて遠隔授業により行うことも可能な余地はあるものと考えられますが、事前及び事後指導の趣旨を踏まえ、遠隔授業で実施する場合であっても面接授業に相当する教育効果を担保することに留意することが必要です。

問 16 事前及び事後指導に含まれない教育実習のオリエンテーションや介護等体験のオリエンテーションを対面での実施に代えて遠隔での実施により行うことができるか。

(答)

- 教育実習や介護等体験のオリエンテーションを対面での実施に代えて遠隔での実施を行うことも可能であると考えられます。

- なお、オリエンテーションを対面で実施している際に、一般的に学生に配布されている教育実習や介護等体験の受け入れ先の決定通知、その他必要な書類等は、遠隔で実施する場合には、郵送やメール、ホームページに掲載するなどにより配布することが考えられます。

Ⅱ. 教職実践演習について

問 17 教育実習の実施時期を秋以降に変更した場合、「教職実践演習」の後期での実施が困難となることから、今年度は「教職実践演習」を夏までに実施してもよいか。

(答)

- 「教職実践演習」については教職課程の履修を通じて、教師として最小限必要な資質能力が身に付いたか最終的に確認することを目的とした科目であることから、「教職実践演習の実施に当たっての留意事項」(平成20年10月24日課程認定委員会決定) 2.において、履修時期は、原則として、4年次(短期大学の場合には2年次)の後期に実施することとされています。

- 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、「教職実践演習」を後期以外の時期に実施することもやむを得ない場合があるものと考えられますが、上記の科目の目的を損なうことのないよう授業の実施の方法を工夫する必要があります。

問 18 「教職実践演習」について、いわゆる面接授業に代えて、遠隔授業で行うことは可能か。

(答)

- 「教職実践演習」について、面接授業に代えて遠隔授業を行うことも可能であると考えられますが、当該科目が演習として開設されている趣旨を踏まえ、遠隔授業で実施する場合であっても面接授業に相当する教育効果を担保することに留意することが必

要です。

問 19 通信教育の課程を置く大学で、現在、面接授業で実施している「教職実践演習」について、印刷教材等による授業により実施することは可能か。

(答)

- 「教職実践演習」について、印刷教材等による授業により実施すること自体が禁止されているわけではありませんが、「教職実践演習の実施に当たっての留意事項」(平成20年10月24日課程認定委員会決定)において、授業の方法は演習を中心とし、ロールプレイング、事例研究、フィールドワーク、模擬授業等を積極的に取り入れることが望ましいとしており、「教職実践演習」を印刷教材等による授業により実施するに当たっては、これらの趣旨を満たすよう相当の工夫が必要であり、一般的には困難であると考えられることから、メディアを利用して行う授業等の利用などを想定する必要があると考えられます。

Ⅲ. いわゆる実技系科目について

問 20 中学校(保健体育)の教科に関する専門的事項の体育実技、中学校(理科)の教科に関する専門的事項の物理学実験、中学校(技術)の教科に関する専門的事項の機械(実習を含む。)などのいわゆる実技系の科目について、面接授業に代えて遠隔授業で行うことができるか。【更新】

(答)

- いずれの科目についても、面接授業に代えて遠隔授業を行うことも可能な余地はあるものと考えられますが、実技等の当該科目の開設方法を踏まえ、遠隔授業で実施する場合であっても単なる講義になってしまうなど実技等としての性格を損なうことは認められないこと、面接授業に相当する教育効果を担保することに留意することが必要です。
- また、「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」(令和2年5月1日付け高等教育局大学振興課事務連絡)の記2(1)アにおいて、臨時休業等により大学等に通学できない期間は、可能な限り、面接授業に相当する教育効果を有する遠隔授業等により代替しつつ、各大学等において面接授業が不可欠と判断するものについては、後期・次年度以降に実施するなど実施時期の後ろ倒しにより対応することが考えられること等についても御留意いただきますようお願いいたします。

問 21 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目のうち「体育」については実技が含まれるが、面接授業に代えて遠隔授業を行うことができるか。

(答)

- 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目「体育」について、面接授業に代えて遠隔授業を行うことも可能な余地はあるものと考えられますが、実技等の当該科目の開設方法を踏まえ、遠隔授業で実施する場合であっても単なる講義になってしまうなど実技としての性格を損なうことは認められないこと、面接授業に相当する教育効果を担保することに留意することが必要です。

問 22 養護教諭の養護に関する科目のうち看護学に含める臨床実習については、看護師の資格取得のための病院等での実習科目と兼ねたものを開設している。厚労省等の事務連絡に基づき看護師の資格取得のための病院等での実習科目について演習又は学内実習等で代えた場合に、養護教諭の臨床実習についても代えることが可能か。

(答)

- 看護師等の医療関係職種の資格については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和 2 年 2 月 28 日付け事務連絡 文部科学省・厚生労働省各関係部局）（以下「事務連絡」という。）の記 1（3）において、新型コロナウイルス感染症の影響により、病院等の実習施設等の代替が困難である場合には「実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えない。」こととされています。
- 事務連絡を踏まえると、養護教諭の臨床実習と看護師の実習科目を兼ねた授業科目について、看護師の実習科目として事務連絡に基づき演習又は学内実習等での実施に代えた場合には、あわせて養護教諭の臨床実習についても演習又は学内実習等に代えられることは今年度についてはやむを得ないものと考えています。ただし、こうして代えられた場合であっても、変更前の病院等における臨床実習に相当する教育効果を担保することが必要です。
- なお、看護師の実習科目を兼ねていない養護教諭の臨床実習に関する授業科目であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、病院等の実習施設等の代替が困難である場合にも、上記の取扱との整合性を確保する観点から、病院等の施設等での実習に代えて、学内での実習等により行うことも今年度についてはやむを得ないものと考えており、この場合にも、変更前の病院等における臨床実習に相当する教育効果を担保することが必要です。